# エクセル様式(マクロ機能なし)又は PDF 様式による 申告申請書の作成方法(納付金・調整金)

電子申告申請システムでの申請書の作成は、パソコン環境によってはご利用できない場合があります。 その場合はお手数ですが、Excel様式(マクロ機能なし)又はPDF様式を機構ホームページからダウンロードして作成してください。

### 作成方法

申請書をExcel様式(マクロ機能なし)又はPDF様式で作成される方は、こちらの「作成方法」を参考に以下の手順で作成してください。

## 作成手順①

○障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)の作成

申告申請対象期間に雇用されていた障害者の障害の 状況及び労働時間等を事業所ごとに記入



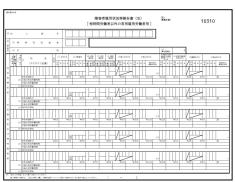
○障害者雇用状況等報告書(Ⅰ)の作成

申告申請対象期間の各月における常用雇用労働者数 及び各障害者数を事業所ごとに記入



○障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、 在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給 申請書の作成

事業主情報、事業所ごとに記入した報告書(I)の 集計数及び納付金等の申告申請額等を記入



D.	_	js:				*	ı	T	T	Τ	I	Π		P	**4	1 展月	R (X	:R1	等報	告書	(1	)	(E) (##	9.80			10	120	00			
0	0	¥	R	ж	ж			İ	Ì	Ì	8	545	14.00 14.00 14.00 18.00	CHERRY	HEITE	ecare tan	****	el.	CENT	8	Γ											
٠	×	4																			**	0.00		_	_	-	_	-	-	-	- 0	š
١	90	ж		α		*																		12	4	П			NO.	aı		-
	_		K			2.0	,	4	R.	5	Ą	6	Ą	7	Ŋ	8	Д	9	N.	10	Л	11	JJ 12	-	1	1	2	л	3	7	8	21
0 0		Н	-	-			4		٨	_	ć	H	-	H	ŕ	_	Á	H	ń	-	^		^		H			^	_	^	-	-
		10.5	0.10	1.5			2		٨			t		H	^		^	Н	^	Н	- A		1		H	- ^		- 1		7		_
	00	469	159		# E088	# E	4		Å		-				_ ^		ŕ		Ŷ		ń		^			^		Å		1		_
÷١				85	MET.	ER					-						Å		Å		^		1					- ^		1		
Ř.	****				1000	480	6										٨				٨		٨					۸		^		
		C-1869	14	11 +4 0.05	1914 1116-71 1116-71 1116-71	A 大工 作法 1章	**		î		7		_				^				- î		1					7		1		
	1		16		Charles M.	80			î		_	L	_										1	_				1		1		
		10	000		154 104		,		î						_^		Ŷ		_^		Ŷ		1			_^		Î		1		
		91.	T BIN	MEG.	OKUL 1004	HES.	30		^		- 1			1	- ^		- 1		- 0		- 1		1		1			n		-1		





#### 作成後は必ず内容をチェック!



作成した「申告申請書」、「報告書(Ⅱ)」、「報告書(Ⅱ)」及び添付書類各1部(対象事業主のみ)を 各都道府県申告申請窓口に提出します。

## 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、 在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給申請書

## 作 成 方 法 (エクセル様式 (マクロ機能なし) 又はPDF様式)

···-··-··-··-··-··-··-·· 目
作成手順 $1$ 報告書( $II$ )の記入の仕方 $\cdots \cdots
【記入例】短時間以外の常用雇用労働者用
【記入例】短時間労働者用 ····· P7
【記入例】特定短時間労働者用 ······ P8
作成手順 2   報告書(I)の記入の仕方 ······ P9~11
作成手順3 納付金・調整金申告申請書の記入の仕方 ····· P13~15
【記入例】納付金を申告する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
【記入例】調整金を申請する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
【記入例】納付金額が0円の場合 ······ P18
• · · · · · • · · · · · · · · · · · · ·
【記入例】納付金の申告と併せて特例給付金を申請する場合 ····· P19
【記入例】調整金及び特例給付金を申請する場合 ······ P20
特例調整金について及び特例調整金を申請する場合 ····· P21
手順1.2  発注証明書(在宅就業契約報告書)の作成 ······ P22・23
手順 2 特例調整金支給申請書の作成 ······ P23
11771 11771
【記入例】在宅就業契約報告書・発注証明書 ・・・・・・・・・・・・・・ P24
【記入例】納付金申告及び特例調整金を申請する場合 ······ P25
【記入例】調整金申請及び特例調整金を申請する場合 ······ P26
支給先を分割して申請する場合 ······ P27
文和元で万司して中間する物目 121
torable transmit and the second of the secon
都道府県コード・職安コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
申告申請の対象となる雇用障害者の範囲と障害者の確認方法 ····· P29~31
障害者の障害の種類・程度を確認するための添付書類の留意事項 ······ P32・33
障害者手帳等の確認書類の様式例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
除外率の産業分類番号、設定業種及び除外率 ······ P35
※報告書(Ⅰ)、(Ⅱ)のその他の記入例については「記入例」をご覧ください。
○ 正式名称の略語について ※作成方法の中で用いている略称の正式名称は次のとおりです。
記入説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
納付金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 障害者雇用納付金
調整金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 障害者雇用調整金
特例調整金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 在宅就業障害者特例調整金
申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
報告書(I) · · · · · · · · · · · · · · · 障害者雇用状況等報告書(I)
報告書(Ⅱ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
短時間以外の常用雇用労働者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
各都道府県申告申請窓口・・・・・・・・・・ 各都道府県支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス想

## 作成手順 1 報告書(II)の記入の仕方 (【記入例】P6~8参照)

1 原則として事業所ごとに作成しますが、<u>除外率が適用されていない事業所は、複数の事業所をまとめて記入することができます。</u>この場合には、事業所名称欄には「〇〇株式会社本社外3事業所」など、事業所数がわかるように記入します。

認定を受けた特例子会社等については、特例子会社等ごとに作成します。

- 2 除外率が適用されている事業所は、ハローワークに提出している「障害者雇用状況報告書」に記載されている事業所の区分(事業所単位)に基づき、事業所ごとに作成します。
- 3 この報告書は、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)において常時雇用していた身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記入します。
- 4 [短時間労働者以外の常用雇用労働者用]には、短時間労働者以外の常用雇用労働者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記入し、[短時間労働者用]には、短時間労働者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記入します。それぞれ様式が異なりますので、よく確認のうえ、使用してください。

なお、特例給付金を申請する場合は[特定短時間労働者用]に、常用雇用労働者に該当しない週労働時間が10時間以上20時間未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用障害者について記入します。

- 5 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していなかった事業所については、作成する必要はありません。
- ① 法人番号

事業主ごとに割り振られている13桁の番号を記入します。

個人事業主(法人番号を持たない個人事業主以外の事業主を含む。)は、法人番号欄に事業主番号(ハイフンを 除いた数字のみ)を左詰めで記入します。

ご不明な場合は、各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

#### ②-(イ) 事業所別連番

ー事業所単位で「001」、「002」のように連番で記入します。同一事業所にかかる報告書(Ⅱ)の枚数が2枚以上になる場合もすべて同一の事業所別連番号を記入します。

なお、一事業所のみの場合であっても「001」と記入します。「000」ではありません。

#### ②-(口) 名称

名称は略称を使用しないで正式な名称を記入します。ゴム印でも差し支えありません。

### ②-(ハ) 算定基礎日

各月の労働者(障害者である者を含む。)数を把握する日をいいます。

各月の算定基礎日に雇用(在職)していた労働者数が、各月の労働者数となります。

※例えば、算定基礎日を「1日」とすると、4月欄には4月1日時点に在職していた労働者数を計上します。

算定基礎日は、<u>毎月初日又は賃金締切日(賃金締切日が複数ある場合には、初日に近い賃金締切日)とすることが原則ですが、それら以外の常用雇用労働者の数を把握できる日としても差し支えありません。</u>

各月の初日を算定基礎日とした場合は、「1日」と記入します。各月の初日によらず各月の賃金締切日又は常用雇用労働者の数を把握できる日を算定基礎日とした場合はその日を記入し、その日が<u>末日の場合は「31日」</u>と記入します。

この場合の例として、算定基礎日が31日の場合、離職日が4月30日の労働者は、離職日は在職しているため、4月の労働者としてカウントし、離職日が4月29日の労働者は算定基礎日に在職していないためカウントしません。

なお、算定基礎日を賃金締切日とした場合であっても、あくまでも賃金締切日に在職しているか否かをカウントの 判断基準とし、賃金受領者数をカウントするわけではないことにご注意ください。

また、算定基礎日はすべての事業所で同一となります。年度の中途で算定基礎日が変更となる場合は、機構ホームページに掲載している「Excel様式(マクロ機能なし)又はPDF様式による申告申請書の記入例」をご確認ください。

#### ③-(イ) 障害者の氏名

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の氏名を左づめカタカナで記入します。濁点、半濁点は1枠とし、姓と名との間は1枠あけて記入します。氏名が 10 枠を超えるときは 10 枠までを記入します。

#### ③-(口) 性別

性別に応じ次表の区分に該当する数字を記入します。

男=1 女=2

#### ③-(ハ) 生年月日

生年月日を記入します。

(ハ)、(¬)、(¬)、(¬)、(¬)、(¬)及び(¬)欄の元号には、元号に応じ次表の区分に該当する数字を記入します。 | 明治=1 | 大正=2 | 昭和=3 | 平成=4 | 令和=5 |

#### ③-(二) 手帳番号

身体障害者手帳、療育手帳等及び精神障害者保健福祉手帳の番号を記入します。 なお、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入した場合のみ、手帳の有効期限(元号・年・月・日)を記入します。 す。

#### ③-(ホ)-(a),(^)-(a),(ト)-(a) 障害者の確認

障害者の範囲と確認方法の詳細については、必ず P29~34 をご確認ください。確認方法に応じ区分に該当する記号を記入し、身体障害者であって「A」に該当する場合は当該身体障害者手帳の交付番号を、知的障害者であって「D」に該当する場合は当該療育手帳等の交付番号を、精神障害者にあっては「P」を記載するとともに当該精神障害者保健福祉手帳の交付番号を(二)欄に記入します。

※令和6年度申告申請から「Q」及び「R」の記号は廃止されました。精神障害者として申請する障害者は全員「P」で申請してください。過年度に「Q」又は「R」として申請していた障害者は、確認記号を「P」に変更してください。

#### ③-(ホ)-(b) 身体障害者の等級

- ・当該年度内に身体障害の障害等級に変更がなかった場合は、その障害等級を上欄に記入します。
- ・当該年度内に障害等級に変更があった場合は、変更前の障害等級を下欄に、変更後の障害等級を上欄にそれぞれ記入し、③・(ル)年度内等級変更年月日に変更日を記入します。
- ・再認定等により身体障害者に該当しなくなった場合は、③-(ル)年度内等級等変更年月日に手帳を返還した日の翌日を記入し、③-(ホ)-(b)身体障害者等級の下欄に変更前の等級、上欄には「9(障害取消)」を記入します。

#### ③-(へ)-(b) 知的障害者の程度

- ・当該年度内に知的障害の程度に変更がなかった場合は、上欄にその知的障害の程度を次表の区分に応じ該当する数字を記入します。
- ・当該年度内に知的障害の程度に変更があった場合は、下欄に変更前の知的障害の程度を、変更後の知的障害の程度を上欄に次表の区分に応じそれぞれ該当する数字を記入します。
- ・再判定等により知的障害者に該当しなくなった場合は、③-(ル)年度内等級等変更年月日に手帳を返還した日の翌日を記入し、③-(へ)-(b)知的障害者程度の下欄に変更前の程度、上欄には「9(障害取消)」を記入します。

#### 重 度=1 | 重度以外=2

#### ③-(h)-(b) 精神障害者の程度

- ・当該年度内に精神障害の程度に変更がなかった場合は、上欄にその精神障害の程度「1(精神障害)」を記入し ます。
- ・当該年度内に手帳の更新を行わず、手帳の有効期限が切れている場合は、③-(二)手帳番号の下欄に有効期限の日付を記入してください。転出日への記入は必要ありません。
- ・手帳の有効期限内に精神障害者に該当しなくなった場合は、③-(ル)年度内等級等変更年月日に手帳を返還した日の翌日を記入し、③-(ト)-(b)精神障害者程度の下欄に「1(精神障害)」、上欄には「9(障害取消)」を記入します。

#### ③-(チ) 雇入れ年月日

雇い入れた年月日を記入します。

### ③-(リ) 転入年月日

- ・当該年度内において当該企業の他の事業所から転入した身体障害者、知的障害者又は精神障害者について、 転入年月日及び転入前の事業所名等をそれぞれ記入します(転出入の例 No 1 参照)。
- ・年度内に短時間以外の常用雇用労働者から短時間労働者へ、又は短時間労働者から短時間以外の常用雇用労働者に変更となった場合、年度の中途で常用雇用労働者以外から常用雇用労働者になった場合はその変更日を記入します(転出入の例 No2、3、4参照)。

- ·年度内に障害の区分(身体·知的·精神)に変更があった場合は、その変更日を記入します。
- ・申告申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更後の月の初日を記入します。
- ・申告申請対象年度の中途に新規設立した事業主は、<u>申告申請対象の月(設立の月の翌月)の初日</u>を記入します(転出入の例 No5参照)。

### 転出入の例

<u> </u>	一人の例						
N o	事例	事業所別連番 [常用・短時 間の別(※)]	雇 入 れ年 月 日	転入年月日	転 入 前 の 事業所名等	転出年月日	転 出 先 の 事業所名等
1	R5.6.1付け 本社(事業所別連番001)から埼玉支 店(事業所別連番002)へ転出した常 用の場合	001[常用]	H9. 7. 1 H9. 7. 1	R5. 6. 1	 本社%	R5. 5.31 —	埼玉支店へ 一
2	R5.7.1付け 本社(事業所別連番001)内で 常用から短時間へ変更の場合	001[常用]	H12. 9. 1	– R5. 7. 1	 常用%	R5. 6.30	短時間へ
3	R5.7.21付け 本社(事業所別連番001)内で 短時間から常用へ変更の場合	001[短時間]	H15. 5. 1 H15. 5. 1	 R5. 7.21		R5. 7.20	常用へ
4	R5.9.15付け 本社(事業所別連番001)内で 雇用契約の変更により対象外から 短時間へ変更の場合	001[短時間]	H25 9. 1	R5. 9.15	対象外が	_	I
5	R5.8.1付け新規設立 同日付け本社(事業所別連番001)で 常用雇入れの場合	001[常用]	R5. 8. 1	R5. 9. 1	新規設立	_	I
6	R6.8.1事業廃止 本社(事業所別連番001) 常用の場合	001[常用]	H18.10. 1	_	_	R6. 7.31	廃止

※常用:「短時間以外の常用雇用労働者」、短時間:「短時間労働者」

### ③-(ヌ) 年度内に身体障害者又は精神障害者となった年月日

- ・当該年度内において身体障害者又は精神障害者となった者について、当該身体障害者又は精神障害者となった 年月日を記入します。
- ・精神障害者である短時間労働者として申告申請する場合は、初回に精神障害者保健福祉手帳が交付された日を 記入します。
- ※年度内に知的障害者となった者の場合は、雇入れ日に遡って障害者として取り扱います。

#### ③-(ル) 年度内等級等変更年月日

当該年度内において障害等級に変更があった身体障害者又は知的障害の程度に変更があった知的障害者について変更があった年月日を記入します。

#### ③-(ヲ) 離職年月日

当該年度内において離職した場合は、その年月日を記入します。 なお、当該年度内において役員となり雇用保険の被保険者でなくなった場合もこの欄に記入します。

#### ③-(ワ) 転出年月日

- ・当該年度内において当該企業の他の事業所へ転出した身体障害者、知的障害者又は精神障害者について、転出年月日及び転出先の事業所名等をそれぞれ記入します(転出入の例 No1参照)。
- ・年度内に短時間以外の常用雇用労働者から短時間労働者へ、又は短時間労働者から短時間以外の常用雇用労働者に変更となった場合は、その変更日の前日を、常用雇用労働者に該当しなくなった場合は、その前日を記入します(転出入の例 No2、3、4参照)。
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、その変更日の前日を記入します。
- ・申告申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更前の月の末日を記入します。

・申告申請対象年度の中途に事業を廃止した事業主(合併による廃止の場合、合併の日を廃止の日とします。) は、廃止の月の前月の末日を記入します(転出入の例 No6参照)。

#### ③-(カ) 手帳の確認(※対象事業主のみ)

障害者手帳等(写)の提出が必要な以下の障害者のみチェックを記入のうえ、手帳等(写)を添付します(下記「6 添付書類の提出」参照)。

- ・申告申請対象期間(令和5年4月~令和6年3月)に新たに雇用した障害者、新たに障害者となった労働者(平成26年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であって、今回、新たに障害者雇用調整金等の申請対象となった障害者である労働者を含みます。)、障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過した障害者。
- · 令和6年度に初めて申請する場合は、全員分。
- ※平成26年度以降提出した手帳等(写)については、変更がない場合は改めて提出する必要はありません。

#### ③-(タ) 所定労働時間変動の有無

月の所定労働時間が変動する身体障害者、知的障害者又は精神障害者について、チェックを記入します。 ※詳細については、必ず記入説明書「STEP2雇用障害者の総数の把握」のステップ1及びステップ2をご確認 ください。

### ③-(3) 所定労働時間及び実労働時間

- ・申告申請対象期間の月ごとの所定労働時時間及び実労働時間を記入します(1時間未満の端数は切り捨て)。
- ・所定労働時間には、就業規則及び雇用契約書等で定められた月毎の労働時間を記入します。
- ・実労働時間には、月毎の実際の労働時間及び合計時間を記入します。なお、実労働時間が所定労働時間と同じ場合も記入します。
- ·所定労働時間が変動する(上記③-(タ)でチェックを入れる)場合は、所定労働時間及び実労働時間は年間の合計時間数のみ記入します。
- ※詳細については、必ず記入説明書「STEP2雇用障害者の総数の把握」をご確認ください。

#### 〇 作成葉数

事業所ごとの作成葉数(短時間労働者用及び特定短時間労働者用がある場合はそれも含む。)(頁数) が 2 枚以上となるときは、( — )内に葉数を記入します。(例)作成葉数2葉のとき1葉目を(1-2)、2葉目を(2-2)とします。

6 添付書類の提出(※調整金等申請事業主のうち、常用雇用労動者数300人以下の事業主のみ)

調整金等を申請しようとする事業主のうち、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は、申告申請書の添付書類である「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」に記載された雇用障害者に関する以下の(1)及び(2)の書類を添付してください。

#### (1)労働時間の状況を明らかにする書類

申告申請対象期間の給与の支払額等がわかる次のいずれかの書類

- 令和5年分給与所得に係る源泉徴収票(写)又は源泉徴収簿(写)
- 令和5年4月~令和6年3月の労働時間に対応する賃金台帳(写)又は毎月の賃金の支払状況が確認できる資料
- 令和5年度給与支払額報告書(※機構ホームページからのダウンロード可)
- (注意) 上記書類における雇用障害者に支払われた賃金により、報告書(Ⅱ)の労働時間の妥当性について確認いたします。また、上記書類だけでは妥当性が確認できないとき(休職・傷病欠勤を認めている場合、賃金の減額特例を受けている場合等)は、法第52条に基づき、追加書類(就業規則や雇用契約書等の勤務状況等が確認できる書類、減額特例許可書等)をご提出いただく場合がありますので、ご了知下さい。

なお、該当する雇用障害者がいる場合は、申請時に追加書類を提出頂いても構いません。

#### (2)障害の種類・程度を明らかにする書類

#### <提出が必要な事業主>

- ① 平成26年度以降、初めて障害者雇用調整金等を申請する事業主
- ② 平成26年度以降、障害者雇用調整金又は報奨金を申請し、当該申請に係る障害者の本書類を提出した事業主のうち、令和5年4月から令和6年3月までの期間において、次のa~dに該当する障害者がいる事業主

- a 新たに雇用した障害者
- b 新たに障害者となった労働者(平成 26 年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であって、 今回、新たに障害者雇用調整金等の申請対象となった障害者である労働者を含みます。)
- c 障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過した障害者
- ※平成26年度以降提出した手帳等(写)については、変更がない場合は改めて提出する必要はありません。

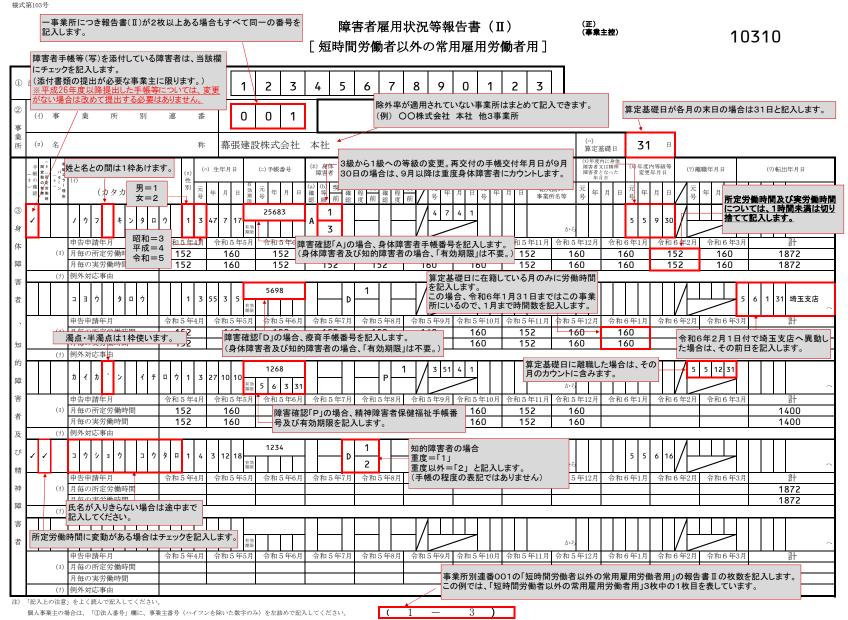
#### <提出書類>

該当する雇用障害者の障害の種類及び程度を明らかにする次のいずれかの書類(P29~32参照)

- 身体障害者手帳等(写)、指定医の診断書(写)など
- 療育手帳等(写)、知的障害者判定機関の判定書(写)など
- 精神障害者保健福祉手帳(写)

上記確認書類については、報告書(Ⅱ)に記入した氏名順に編纂して添付していただきますようご協力をお願いします。

## 【記入例】 障害者雇用状況等報告書Ⅱ[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]



## 【記入例】障害者雇用状況等報告書 II [短時間労働者用]

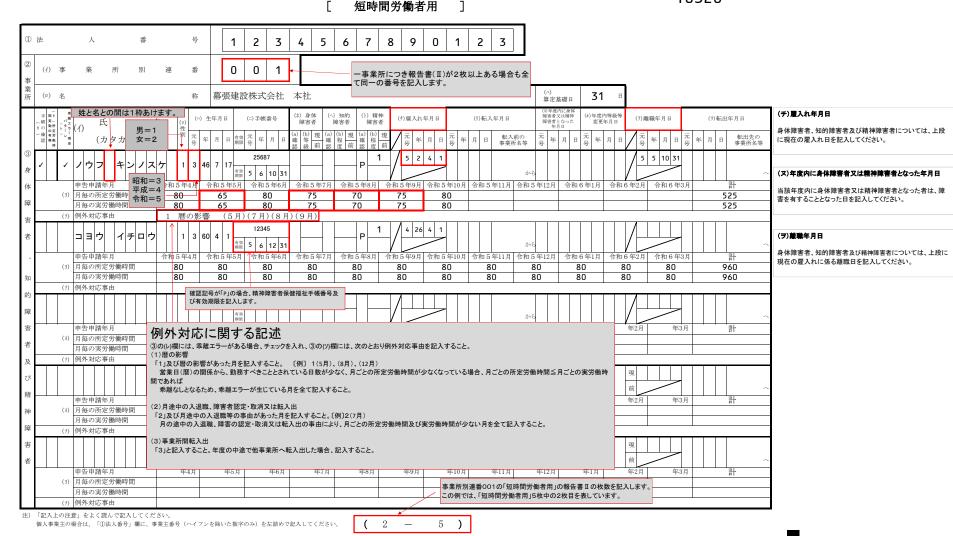
様式第103号-2

この報告書には、短時間労働者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記載してください。

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)

(正) (事業主控)

10320



#### 【記入例】 障害者雇用状況等報告書Ⅱ 【特定短時間労働者用】

様式第103号-3 この報告書には、週労働時間が10時間以 上20時間未満の雇用障害者について記載 障害者雇用状況等報告書(Ⅱ) (正) (事業主控) してください。 10330 ー事業所につき報告書(II)が2枚以上ある場合もすべて同一の番号を記入します。 [ 特定短時間労働者用 ] ① 法 番 2 2 5 7 8 9 0 1 3 4 6 障害者手帳等(写)を添付している障害者は、当該欄に 除外率が適用されていない事業所はまとめて記入できます。 チェックを記入します。 0 0 1 等級の記入は不要です。 (例) 〇〇株式会社 本社 他3事業所 (添付書類の提出が必要な事業主に限ります。) 《平成26年度以降提出した手帳等については、変更がない 場合は改めて提出する必要はありません。 算定基礎日が各月の末日の場合 幕張建設株式会社 本社 31 **算定基礎日** は31日と記入します。 姓と名との間は1枠あけます。 (ホ) 身体 (^) 知的 (ト) 精神 (ル)年度内等級等 (^) 生年月日 (二) 手帳番号 (チ)雇入れ年月日 (川)転入年月日 職事者又は精神 (7)離職年月日 (ワ)転出年月日 障害者 変更年月日 男=1 転入前の 転出先の 事業所名等 (カタカ 女=2 25683 算定基礎日に在籍している / 月のみ労働時間を記入しま 昭和=3 申告申請年月 令和5年5月 障害確認「A」の場合、身体障害者手帳番号を記入します。 5年11月 令和5年12月 令和6年 平成=4 (3) 月毎の所定労働時 (身体障害者及び知的障害者の場合、「有効期限」は不要。) この場合、令和6年1月31日 4 50 60 60 令和=5 まではこの事業所にいるので 月毎の実労働時間 50 60 60 52 1月までの時間数を記入しま 特定短時間労働者の場合、障害者で (ツ) 例外対応事由 なくなった日付を記入します。 1 31 埼玉支店  $\infty$ 令和5年9月 令和6年3月 令和5年5月 令和5年6月 令和5年7月 令和5年8月 令和5年10月 令和5年11月 令和5年12月 令和6年1月 令和6年2月 濁音・半濁音は1枠使います。 60 52 52 60 60 52 60 60 560 月毎の実労働時間 52 60 52 52 52 60 60 52 60 60 560 (y) 例外対応事由**✓** 算定基礎日に離職した場合は、その 1268 月のカウントに含みます。 令和5年6月 令和5年7月 令和5年8月 令和5年12月 令和6年1月 令和6年3月 申告申請年月 令和5年4月 令和5年5月 令和5年9月 令和5年10月 令和5年11月 令和6年2月 計 (3) 月毎の所定労働時間 52 60 52 52 52 52 60 60 60 月毎の実労働時間 52 60 52 52 52 52 60 60 60 例外対応事由 所定労働時間及び実労働時間につい 令和6年2月1日付で埼玉営業所へ移 ては、1時間未満は切り捨てて記入し 5 6 16 動した場合はその前日を記入します。 申告申請年月 令和5年4月 令和5年5月 令和5年6月 令和5年7月 令和5年8月 令和5年9月 令和5年10月 令和5年11月 令和5年12月 令和6年1月 令和6年2月 令和6年3月 (3) 日午の正今沿掛吐田 180 氏名が入りきらない場合は、途 180 中まで記入してください。 令和5年9月事業所別連番001の「特定短時間労働者用」の報告書Ⅱの枚数を記入しま 年3月 申告申請年月 令和5年4月 令和5年5月 令和5年6月 令和5年7月 令和5年8月 計 す。この例では、「特定短時間労働者用」4枚中の3枚目を表しています。 (3) 月毎の所定労働時間 月毎の実労働時間 (ツ) 例外対応事由 注) 「記入上の注意」をよく読んで記入してください。 3 個人事業主の場合は、「①法人番号」欄に、事業主番号 (ハイフンを除いた数字のみ) を左詰めで記入してください。

## |作成手順 2| 報告書(I)の記入の仕方 (【記入例】P12 参照)

- 1 報告書(Ⅱ)の事業所別連番ごとに、報告書(Ⅱ)の内容に対応して報告書(Ⅰ)を作成します。
  - 事業所別連番は、報告書(Ⅱ)の事業所別連番と同じ番号を記入します。

事業所の区分は、特別の手続により認定を受けた場合に該当するものです。いずれにも該当しない場合は空欄のままとしてください。

- 2 除外率が適用されている事業所は、令和5年度に管轄のハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」 (令和5年6月1日現在)に記載されている事業所の区分(事業所の単位)に基づき、事業所ごとに作成します。
- 3 事業所別連番は、001 から始まり002、003 と順番に記入します。報告書(I)が 1 枚のみの場合は、事業所別連番は001 だけとなります。
- ①法人番号については、作成手順1を参照してください。

#### ②-(イ) 事業所別連番

一事業所単位に001、002と連番で記入します。報告書(Ⅱ)の内容に対応した事業所別連番と同一の番号を記入します。

報告書が1枚のみの場合、事業所別連番は「001」となります。この場合にも報告書 I を作成します。

#### ②-(ロ) 事業所の区分

特例子会社等の認定を受けた事業所若しくは就労継続支援A型事業所又はその両方に該当する場合は、該当する番号を記入します。該当しない場合は空欄のままとしてください。

- ②-(ハ)名称については、作成手順1を参照してください。
- ②-(ホ)所在地

事業所の所在地を記入します。ゴム印でも差し支えありません。

#### ②-(二) 事業の種類

上欄には、「障害者雇用状況報告書」(B欄の⑥)に記載した「事業の内容」を記入し、下欄()内に主たる事業の種類の内容を具体的に記入します。

- ※除外率設定業種に該当しない事業所
- ②-(二)事業の種類、除外率の産業分類及び②-(へ)除外率欄の3カ所に斜線を引いてください。

#### ②-(へ) 除外率

「障害者雇用状況報告書」(令和5年6月1日現在)(B欄の⑦)に記載したものと同一のものとなります。なお、「除外率産業分類番号」(P33)は右づめで記入します。

②-(ト) 算定基礎日 ※報告書(Ⅱ)に記載したものと同一のものとなります。

各月の労働者(障害者である者を含む。)数を把握する日をいいます。

各月の算定基礎日に雇用(在職)していた労働者数が、各月の労働者数となります。

算定基礎日は、<u>各月の初日又は賃金締切日とすることが原則ですが、それら以外の常用雇用労働者の数を</u>把握できる日としても差し支えありません。

各月の初日を算定基礎日とした場合は、「1 日」と記入します。各月の初日によらず各月の賃金締切日又は常

用雇用労働者の数を把握できる日を算定基礎日とした場合はその日を記入し、その日が<u>末日の場合は「31 日」</u> と記入します。

この場合の例として、算定基礎日が31日の場合、離職日が4月30日の労働者は、離職日は在職しているため、4月の労働者としてカウントし、離職日が4月29日の労働者は算定基礎日に在職していないためカウントしません。

なお、<u>算定基礎日を賃金締切日とした場合であっても、あくまでも賃金締切日に在職しているか否かをカウント</u>の判断基準とし、賃金受領者数をカウントするわけではないことにご注意ください。

また、算定基礎日はすべての事業所で同一となります。年度の中途で算定基礎日が変更となる場合は、機構ホームページに掲載している「Excel様式(マクロ機能なし)又はPDF様式による申告申請書の記入例」をご確認ください。

③-(イ) 短時間労働者以外の常用雇用労働者数

各月の算定基礎日における短時間以外の常用雇用労働者の数を記入します。

③-(口) 短時間労働者数

各月の算定基礎日における短時間労働者数を記入します。

③-(ハ) 常用雇用労働者数の総数

各月の算定基礎日における短時間以外の常用労働者の数と、<u>短時間労働者1人を0.5カウントした数</u>の合計数を記入します。

③-(二) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数

記入例のように常用雇用労働者の総数と同じ数を各月に記入します。除外率が適用される事業所においては 各月に算定して記入します。

③-(ホ)(へ)(a) 短時間労働者以外の常用雇用労働者である重度身体障害者、重度知的障害者の数報告書(Ⅱ)[短時間以外の常用雇用労働者用]に記入した重度身体障害者及び重度知的障害者の算定基礎日における合計数を各月に算定して記入します。

(重度、重度以外の範囲の詳細は、P29~31を参照。以下、同じ)

③-(ホ)(へ)(b) 短時間労働者以外の常用雇用労働者である重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者の数

報告書(Ⅱ)[短時間以外の常用雇用労働者用]に記入した重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者の算定基礎日における合計数を各月に算定して記入します。

- ③-(ホ)(ト)(c) 短時間労働者である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の数報告書(Ⅱ)[短時間労働者用]に記入した重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の算定基礎日における合計数を各月に算定して記入します。
- ③-(ホ)(ト)(d) 短時間労働者である重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者の数報告書(Ⅱ)[短時間労働者用]に記入した重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者の算定基礎日における数を各月に算定して記入します。
- ③-(ホ)(f) 合 計

各月の障害者数を計算します。

## ③-(チ)週労働時間が10時間以上20時間未満の雇用障害者の数

報告書(II)[特定短時間労働者用]に記入した身体障害者、知的障害者及び精神障害者の算定基礎日における合計数を各月に算定して記入します。

#### ★ 日 様式第102号

## 【記入例】除外率が適用されている事業所

除外率の適用されている事業所の区分は、ハローワークに提出した令 和5年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」の事業所の区分に基 1~3は特別の手続により認定を受けた場合に該当するものです。 雇用状況等報告書(I) いずれにも該当しない場合は空欄のままとしてください。 (特例子会社等については、記入説明書P47をご確認ください。) 適用される除外率が同率であっても、まとめずにそれぞれの事業所 ごとに記入してください。なお、除外率が適用されていない事業所はま とめて記入できます。 (例)〇〇株式会社 本社 他3事業所) 2 法 人 3 1 (ハ)「事業の種類」と「除外率の産業分類」は、 除外率産業分類番号を記 ハローワークに提出した令和5年6月1日現 入。除外率がない場合は ロ) 事業所の区分 在の「障害者雇用状況報告書のB欄の⑥及 記入不要。 次のいずれかに該当する場合は、右欄に次の番号を記載してください。 び⑦と同一のものを記入。 0 0 2 事業所別連番 1 特例子会社等の認定を受けた事業所 (2) 2 就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2の両方に該当 事 (=) 建設業 幕振建設株式会社 埼玉支店 称 業 (n) 名 D 484.  $5 \times 20\%$  = 96. 9 → 96 (#) 在 地 埼玉県所沢市並木4-2 31 □ (1人未満の端数は、切り捨てます。) 除外率 算定基礎日 484. 5−96≒388. 5人 令和6年 区 分 ※ 小数点第一位まで記入 月 6 月 5 月 11 月 12 月 計 (事業所が複数ある場合、全ての事 業所において同一の日としてください 短時間労働者以外の (4) 常用労働者数 423 422 423 423 423 記入説明書P12「STEP1常用雇用労 425 425 424 422 5,071 働者の総数の把握 参照 (口) 短 時 間 労 働 者 数 123 126 125 122 120 115 115 1,437 123 118 117 117 116 (^) 常用労働者の総数 ((イ)+(ロ)×0.5) 484,5 485,0 485,5 485,0 481,5 479,0 477,5 484,0 486.5 483,0 480.5 477,5 5789.5 法定雇用障害者数の算定の基礎とな (=) る労働者の数 者 388.5 388.0 388.5 389.5 388.0 385.5 384.5 384.0 382.5 382.5 388.0 387.0 4636.5  $((\land) - (\land) \times (2) \mathcal{O}(\land))$ 月 别 重度身体障害者、重度 2 14 雇用 知的障害者の数 者常時 状 障 用問 者、重度以外の知的障 2 3 3 3 20 況 学学 害者及び精神障害者の 重度身体障害者、重度 2 2 9 知的障害者及び精神障 2 害者の数 重度以外の身体障害 3 3 3 3 3 35 4 者、重度以外の知的障 (f) 4.5 8.0 7.5 74.5 3.5 3.5 4.0 4.5 6.0 10.0 10.0 6,5 6.5  $((a) \times 2 + (b) + (c) + (d) \times 0.5)$ 週労働時間が10時間以上20時間未 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 24 満の雇用障害者の数

\_

注) (事業主控) 裏面の「注意」をよく読んで記入して下さい。

## |作成手順3| 納付金・調整金申告申請書の記入の仕方(【記入例】P16~20参照)

- \*特例調整金を申請する場合はP21~26も併せてご覧ください。
- \*障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けている事業主が、支給先を親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主で分割して申請する場合はP27も併せてご覧ください。
- 1 報告書(I)を全て作成してから、その積み上げた数を申告、申請書の各欄に記入します。 また、申告、申請書の各合計欄(「法定雇用障害者の数」欄を除く。)は、各報告書(I)の合計欄を積み上げた 数と一致することが必要です。
- 2 納付金の申告のみの場合は、「下記のとおり申告・申請します」の「申請」の文字を二重線で抹消してください。
- 申告、申請年月日申告、申請年月日を記入します。

## ① 法人番号

事業主ごとに割り振られている13桁の番号を記入します。

個人事業主(法人番号を持たない個人事業主以外の事業主を含む。)は、法人番号欄に事業主番号(ハイフンを除いた数字のみ)を左詰めで記入します。

法人番号を有さない事業主で初めて申請等をする場合は、各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

#### ② 県コード・職安コード

県コードには、企業が所在する都道府県のコード番号(P28 参照)を記入します。 番号が不明な場合は各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

## ③-(イ) 事業主の住所

事業主の住所(法人のときは主たる事業所の所在地)を記入します。ゴム印でも差し支えありません。

#### ③-(ロ) 事業主の名称

名称は略称を使用しないで正確に記入します。ゴム印でも差し支えありません。フリガナは左づめで、濁点、半濁点は1枠を使用し、株式会社等のフリガナは法人略称を用いて記入します(口座名義人フリガナも同様です。)。

#### 主な法人略称

略語		略称	
種類名	最初の場合	中間の場合	最後の場合
株     式     会     社       有     限     会     社	力)	(カ)	(カ
有 限 会 社	ュ)	(ユ)	(ユ
合     名     会     社       合     資     会     社	メ)	(メ)	(メ
	シ)	(シ)	(シ
合     同     会     社       相     互     会     社       社     団     法     人	F)	(F)	(ド
相 互 会 社	ソ)	(ソ)	(ソ
社 団 法 人			
一般社団法人	シャ)	(シャ)	(シャ
<ul><li>公益社団法人</li><li>財団法人</li></ul>			
財団法人		( ) ( )	( ) 10 (
一般財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
公益財団法人	1865	(184-)	7.184
学 校 法 人	ガク)	(ガク)	(ガク
公益財団法人       学校法人       医療法人       医療法人       医療法人財団	4		
医療法人 社 団       医療法人 財 団       社会医療法人			
医療法人財団	1)	(1)	(1
社会医療法人	4		
特 定 医 療 法 人 社 団 宗 教 法 人	<b>)</b> 占)	(2 中)	(2 占
宗 教 法 人 社 会 福 祉 法 人	シュウ)	(シュウ)	(シュウ
	フク) トクヒ)	(フク)	(フク
		(セイキュウ)	(+/+¬b
生活協同組合	セイキョウ) ノウキョウレン)	(セイキョウ) (ノウキョウレン)	(セイキョウ (ノウキョウレン
農業協同組合連合会 共済農業協同組合連合会	キョウサイレン)	(ナョウサイレン)	(キョウサイレン
	ギョキョウ)	(ギョキョウ)	(ギョキョウ
	ギョレン)	(ギョナョウ) (ギョレン)	(ギョナョン
漁業協同組合連合会	ヤョレノ)	(キョレン)	(ヤヨレノ

#### ③-(ハ) 事業主の氏名

代表者の役職名及び氏名を記入します。ゴム印でも差し支えありません。 直筆署名や代表者印は不要です。

#### ③-(木) 産業分類番号

令和5年度にハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」のA欄の①「事業の種類」欄に記載されている 産業分類番号及び事業の内容を記入します。番号が不明な場合は、ハローワークに照会し記入してください。

④ 障害者雇用納付金の納付額、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金の申請額 ④の(N)欄、(O)欄及び(P)欄には、⑧の(N)欄、(O)欄及び(P)欄の数を記入します。

④の(C)欄において、納付額が0円となる場合の他、特例調整金を支給申請する場合(④の(A)<(B)により(D)欄に該当する場合)又は調整金の支給要件を満たしており調整金等を申請する場合の納付額は「0円」と記入します。

特例調整金を申請しない場合、④の(B)欄又は(F)欄は無記入とします(特例調整金を申請する場合は、P21~26 をご覧ください)。

#### ⑤ 特例給付金の申請額

⑤の(Q)欄及び(P)欄には、⑨の(Q)欄及び⑧の(P)欄の数を記入します。 特例給付金を申請しない場合、⑤の(Q)欄、(P)欄及び(R)欄は無記入とします。

#### ⑥ 納付金の延納申請

⑥の(イ)欄の延納の申請には、申請の有無に応じ次表の区分に該当する数字を記入します。

④の(C)欄の納付額が100万円以上の場合のみ、延納申請が可能です。

<u>延納 = 1</u> 全納 = 2 納付額0円 = 空欄

⑥-(ロ)、(ハ)、(二)欄は、延納の申請「1」を記入した場合のみ納付金の額を万単位で3等分し、端数がある場合は、第1期分に加算して納付してください。延納金額が3等分されていない場合、各期の延納の額を修正又は追納等の手続きを行っていただきます。

なお、延納の申請をしない「2」の場合はこの欄には記入しないでください。

#### ⑦ 調整金、特例調整金及び特例給付金の支給先

⑦欄は、調整金等を申請する場合のみ記入します。

(7)の(イ)欄には

- ●障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けていない事業主 記入しません。
- ●障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けている事業主 支給先に応じ次表の区分に該当する数字を記入します。

#### 分割支給を申請する = 9 分割支給を申請しない = 空欄

※障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けている事業主は、親事業主、特例子会社、 関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主に、調整金及び特例調整金を分割して支給を受けることができます(P27 参照)。

⑦の(二)欄には、預金種目に応じ次表の区分に該当する数字を記入します。

普 通=1 当 座=2 その他=9

⑦の(^)欄には、金融機関に届出の口座名義人を記入します。法人の場合は法人名のみ記入します(役職名、代表者名の記入は必要ありません)。株式会社等のフリガナは法人略称を用いて記入します(P13③-(ロ)参照)。カナ小文字は大文字に変換してください。使用できる記号は、()、-(ハイフン)、、(ピリオド)、 (スペース)です。なお、支給先に誤りがあると支給日当日に振り込まれない場合がありますので、ご注意ください。

#### ⑧ 納付金・調整金の算定内訳

⑧-(イ) 常用雇用労働者の総数

報告書(Ⅰ)の③・(ハ)欄の常用雇用労働者の総数欄の数を全ての事業所について合計して各月に記入します。

⑧-(ロ) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数

報告書(I)の③-(二)欄の法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者の数を全ての事業所について合計して 各月に記入します。

### ⑧-(ハ) 法定雇用障害者の数(納付金申告)

⑧-(ロ)欄の各月の法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数に法定雇用率(100分の2.3)を乗じて得た数(1人未満の端数は切り捨て)を各月に記入します。

(4月の計算例)

718(人)×2. 3/100=16.514(人)→16人(1人未満の端数は切り捨て)

#### (8)-(二) 法定雇用障害者の数(調整金申請)

⑧-(イ)欄の各月の常用雇用労働者数の総数に法定雇用率(100 分の 2.3)を乗じて得た数(1人未満の端数は切り捨て)を各月に記入します。

(4月の計算例)

814(人)×2. 3/100=18. 722(人)→18人(1人未満の端数は切り捨て)

なお、調整金申請がない場合は、(二)欄は斜線を引いてください。

⑧-(ホ) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数報告書(I)の③-(f)の合計数を全ての事業所について合計して各月に記入します。

#### ⑨ 週労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の雇用障害者の数

報告書(I)の③-(チ)欄の週労働時間が10時間以上20時間未満の雇用障害者の数欄の数を全ての事業所について合計して各月に記入します。

#### 〇 記入担当者

必ず記入担当者の所属部課名、連絡先電話番号及び氏名を記入してください。<u>所属部課名がないときは、「事務」と記入します。</u>氏名のフリガナはカタカナで正しく記入してください。電話番号は記入担当者と確実に連絡をとることのできる番号を、市外局番、局番、番号の順にそれぞれ左づめで記入します。

なお、社会保険労務士が作成した場合も、この欄には事業主担当者の連絡先が必要です。

#### 〇 社会保険労務士記載欄

社会保険労務士が申告・申請書を作成する場合は、この記載欄に作成年月日、事務代理者等の表示、氏名 及び電話番号を記入してください。

## 【記入例】納付金を申告する場合

様式	第101号	· 障 (常	害者雇用 用雇用党	納付金申  新者の総	数が100					害者特例	調整金)	及び特色	例給付金支				P53参照		※受理年月日・	番号	10	100
						能者雇用	支援級	付金の	み申告す	る場合は.	「申請:	<b>を二</b>		甲告年月	H	② <b>3</b> 60	並府県コード・職安□	1 – F			*	整理番号
1	法	,	番	号	1		<b>—</b>				1 463			6年 4 月	∄ 5 🛭		1 2 - 0 1		記入は	必要ありませ	±ん。	
				所	郵便番号	2 6	1 - 0	016	工在间:	C 苍 古 羊 涂 (	マサ笹っ	<b>-</b> 3										
③申告申請事	(7		±ко <b>∓ж</b> ыпа Д	サ)	(マク)			+	法人略称(	作成手順3(	③-(ロ))		)	(h) 氏	名		長取締役社長		直	筆署名や代	表者印は	
業主	(1) 名			称	幕張	建設株式	大会社							(計) 産業 :	分類		0 6	(総合工事	業			)
				•	(A) { [ [ [ [ [ [ [ [ ]	N) <sub>法定雇用</sub>	月障害者の数	(P)	身体障害者、び精神障害者	知的障害者及 の合計数 )	×	50, 0	000円		(E } -	B) 在 (M) ( ( には障	宅就業障害者特 る場合は(L)の ) の額が上限) 害者雇用調整	特例調整金を 額(ただし ) を金及び在	 円 宅就業障害	(D) 在宅就業障 ((B) - (A)	4 8 7 5 害者特例調整 ) ((A) < (E	整金申請額 (i)の場合) 円
4	雇用調	整金及び在				(I)年[	書者の合計数	就業障害	序者への支持	) 払い総額 350.00		2	(J)	延納の場合	+ (V) (D)の hは、納付	(すし( 額を)	る場合は(L)の (M)の額が上限 - (M) の額が上限 - (M) の額が上限 - (M) の額が上限	額(ただ ) ) )		(G) 障害者特例 → (L)	調整金申請客	須及び在宅就業 順 ((E) + (P)) 円
- (え す	延納は 。)。延	100万円 納を申請	<b>以上</b> のす する場合	場合のみで は当該欄の	可能で時	「 <sub>()</sub> に () 計	「2」を	記入した	と場合は、	<b>この</b> 欄は記	己入しま		1,000 ただし、小	円	悟て。) さい数		×	7, 000	) 円	(R) =		H H
6	障害者	雇用納付金	:の延納申請	i	(イ) 延糸	内の申請	1	$\vdash$		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		明	Ħ			214		Н	<del>1.400</del>	( / ///	- //-	000 ⊞
7	障害調整									営業所)48	4.5 σ.		Į.	本店 支店 フ	(n) and 1	<del></del>			f金種目	(‡) [	座番号	
(8) F@		区		分	令 4	·和 5 年	F 115	月(	6 F	7	月 8	月	9 E	10	月 11	月	12 月	令和 <b>6</b>	Œ E	月 3	Ħ	合 計
者雇田				0③の(ハ)の合計数	(g)	214 0	817	人 5	817 0	813 5	人 817	, U	817 0	V.	人	) N	λ 814 0	814 0	809.0	X 809 0	, a	765 O
納付金					働者の数	}	l.	人	J	(	人	人	,	K.	人	人	人		<b>A</b>	7	٨,	)
降害者	(ハ) 注	定雇用障害	者の数 (納付	金申告)			7	人	, -		人	人	,	٨.	٨ .	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	人		A 114. 0		\ \(\mathrea{\mathrea}{\mathrea}\)	
雇用調			その粉 (暗宝	老原田調敷ム	由禁)	16		16	16	16	人	16	16	16	<u></u> Д	L6 人	16	16	<u>N6</u> ∧	16	<del>\ (0)</del>	192
整金の算	(	(1) ×2.3/100)				1 ± ; ; ;	\	· Łπ ( 1 + Δ·	r±±	<u> </u>		<b>*</b>										0
定内駅	(末) 身	中央																				
9	週労働(障害者	時間が10時間 F雇用状況等幸	以上20時間 吸告書(I)の	未満の雇用障害 ③の(チ)の各月		くとなるた	め、116	」と記入	します。		田本	人	がたいも	0	A	0	0	0	0	0	(Q)	
	上会保険		作成年月 事務代	は理者の表示	· · ·		氏		名					[属音		総務部	<b></b> 第人事課		0	4 3 - 1	2 3 -	4 5 6 7
Ē	分務 士 記載 欄	j	してください。	年	月目						-	-	担	当者(フ)	リガナ)				担当者の押	印は必要あ	yません.	0

## \_【記入例】調整金を申請する場合

様	式第101	1号	障害		用納付金申				在宅就業障等	害者特例調!	整金及び特化	列給付金3	支給申請書		(Œ)	)		※受理年月日	・番号	10100	
					労 <b>働者の総</b> 申告・申請		10人を超え	る事業主用	<b>∄</b> )				申告申請年	月日		P53参照					
							職者雇用	支援機構理	軍事長 殿						②都道府	別県コ <mark>↓ド・職安</mark> コ	- F			※整理番号	
(	D 法	,	(	番	뮥		1 2 3	4 5	6 7 8	9 0	1 2 3		6年4	月 5 日	1	2 - 0 1		記入の	必要はあり	ません。	
F	. (1)	住			所	郵便番	号 261	- 0 0 1	4 千葉県千	葉市美浜区名	禁3-1-3										
† 	3 # #	( <del>プ</del>	: E IX E I	::る <b>孝</b> 集所 ガ	の所在 <b>地</b> ) ナ)	(マク		2ツ (カ	1 0 0 0 0 0 0 0 0			]	) (h) 氏 際人のとをは代	名 ※書の復職・長名)	代表耳	受者の役職 収締役社長 中分類番号>		氏 名 張 太郎		2名のみ必要です。 中代表印は不要です。	
37	<b>*</b>	)名			称	幕引	<b>建設株式</b>	会社					(計) 産業:			0 6	(総合工事	事業	(主につ参議の	17 <del>8</del> 7	)
	·				•	(A) { 障害者	新雇用納付金 (N) <sub>法定雇用</sub> ( 19 新雇用調整金	章害者の数 -	(納付額が零 (P) 身体障害者。 切精神障害者。 228.0 北業障害者等	即的障害者及 ()合計数	tb。) 及び × 50, ( <sup>3</sup> <sup>3</sup> <sup>4</sup> <sup>6</sup> <sup>7</sup> <sup>8</sup> <sup>8</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup> <sup>9</sup>	)00 円		( } - る場合ス	(B) 在宅 する (M) ( 又は障害	総業障害者等場合は(L)のの額が上限)	<sup>特例調</sup> 必ず 額(オーター) を金及び右		OJと記入し (B)-	度((A) (B)) ます。 0  薬障害者特例調整中請額 (A) ((A) (B) の場合)  整金を申請する場合	    円  円
	④ 雇	害者雇用組 用調整金 整金の申記	及び在年			(E) の者(日 単例)	( 228	者の合計数 -	(0) <sub>法定雇用</sub> 216 障害者への支払	章書者の数	× 2	9, 000 (J)	円 <b>}</b>	+	する し() (	<ul><li>就業障害者株 場合は(L)の M)の額が上限</li><li>第1位以下は</li></ul>	額(ただ ) ) )	を申請 円 ——	(G) 障害者 ● (L)	雇用調整金申請額及び在宅就 特例調整金申請額 ((E)+(F) 3 4 8 0 0 0	業 ) 円
17						調整金申請額 申請額	在宅就 (P)身 (	/体障害者、知 ・	円 ÷ 3 例調整金の支約 知的障害者及び ) 人 満の雇用障害者	青神障害者の合	·計数 × 2	( 1,000 ただし 小		<b>→</b> (	·	0 )×	21,0	00円=	(M) (R)		円円
1	振り込 ます。	\まれな( 入力に	ハ事例 あたっ	が多数	給予定日に !発生してい ず口座情報	(Q)	( E納の申請		) 人 又は <sup>(1</sup>	P) (	1 期	) 人の	マザれが大			重目に応じ、 セ→「9」と記	入します	1」、当座→「 。	2],	7ケタ未満は頭に「 記入してください。	0]を
L	。 障:	<b>全認くださ</b> 害者雇用記 整金及び	周整金、		業障害者特例 給先	(イ) 支糸	合先の選択		(1) 金融機関及	:び本・支店名 △	銀行	海浜幕引	本店	(/) 金融	融機関3-1 1 2 3	本・支店コート 4 - 5 6 7	(二)	預金種目 <b>左づめ、</b> フ	1	0 1 2 3 4 5	6
	H-3.		* 10 3 11 11			(^) 口	座名義人	幕張建設	大(株)				フ	リガナマ	マクハリ	J ケメセッ	( )	必ず法人			
	(8) 障害		区		分		令和 5 年 4 月	5 月	月 6 月	7 月	8 月	9	月 10	月 11	月 1	2 月	<b>会和</b> 6	月 2	月 3	月 合 書	+
	者 雇 用	常用 労 (障害者雇	労働者 用状況等	の総数 W告書(I)の	: り③の(ハ)の合計数	)	人 814. 0	817. 5	817.0人	人 813. 5	817. 0 A	817. 0	812.0	814	4. 0 시	814. 0	811. 0	人 809. 0	人 809.	o <sup>人</sup> 9, 765. 0	人
	納 付 金 ・				の基礎となる労 の③の(=)の合計数		718. 0	720. 5	720. 0	717. 5	720. 0	720. 0	人 716. 0	人	人	人 718. 0	716.0	人	人	人	人
	障害 (ハ	) 法定雇用 ((p)×:		の数(納(	寸金申告)		16	16	16	16	16	16	16	Λ.	人 16	16	16	* 16	1	A (N) 192	人
	用 調整 (二	調整金甲	請)	の数(障	<b></b>		人	,	\ \	人	人		<u>ا</u>	人	人	人		人	X	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	人
	算	((1) ×	+		7	- A 31 W	18 人	18	18	18	18	18	18	,	18	18	18	18	B 1	8 (216)	) 人
-	内訳	<sup>(障害者雇用</sup> 労働時間)	状況等報告書	F(I)の③の (	及び精神障害者 ()の各月の合計数) 時間未満の雇		19.0 人	19.0	19.0	19.0 人	19.0	19.0	19.0	人 19.	). 0 ^	19.0 个	19. 0	19.0	) 19.	0 (P) 228. 0	人
(	9 老	の数			、未満の端		0	0	0	0	0	0	0	*	0	0	0	0	)	0 0	
Ī	_	切り捨て		,				氏	名	電	話番号	<b>1</b> 120	→ 連絡先	部課名・ 電話番号		総務部			- 4 3	1 2 3 - 4 5 6	7
往	記載	戊 欄	そんで記入し	てください。	年	月	P			-			当者氏	リガナ) 名		カイヒン ジロ 毎浜 次		人担当者の打	甲印は必要	ありません。	

## 【記入例】納付金額が0円の場合

1	美式第	第101号	令和 6	年度												※受理年月日・都	<b>岩</b>	40405	•
		のみ申告	障害者雇用	用納付金申					害者特例	調整金及び特	例給付金支	給申請書		<del>(=</del> )	_			10100	J
請」	を=	二重線で抹				)人を超え	る事業主用	1)				申告年月日	Image: control of the	P53参照					
消し	、てく	ください。	<u> </u>	ま人高齢・	章害・求理	<u> </u>	支援機構理	事長 殿				7 1777		② 都道府県コマド・職安コ	1- 6			※整理番号	j
	① :	法人	番	号	1	2 3	4 5	6 7 8	9 0	1 2 3	5 (	5 年 4 月	5 🖯	1 2 - 0 1		記入の	必要はありる	<b>きせん。</b>	
	3	(イ) 住 (海人のと)	は主たる事業所	所 の所在唯〉	郵便番号	26	1 - 0 0 1	4 千葉県干	葉市美浜区	☑若葉3-1-3									
	申告申	( 7	リ ガ	ナ)	(マク)	ーリケン・	_ 년까 ( カ					(h) 氏	名	代表者の役職 代表取締役社長		<sup>牦 名</sup> 代表 張 太郎	者の記名の	み必要です。	
	事						<u> </u>	法人略称(作	成手順3 ③	)-(口))		除人のときは代表者	の授権・氏名)	(中分類番号)	Arth C		(主たる) 必ず糸	内付金額「O」と	と記入
	業主	(10) 名		称	幕張	建設株式	(会社 					(ホ) 産業分	類 	0 6	(総合工事	掌	してくた	<b>ごさい。</b>	)
Ī					障害者 (A)	雇用納付金	金の納付額	(納付額が	零の場合を	と含む。) 及て	<b>下在宅就業</b> 隨	章害者特例調		申請額 ((A)<( ) 在宅就業障害者物		) · 由::	(C) 納付額((A	) — (B) )	
						N) 法定雇用	障害者の数	P) 身体障害者、気 び精神障害者の	田的障害者及 D合計数			•	)	する場合は(L)の (M) の額が上限)				F者特例調整金申請額	
						( 19	92 –	192. 0	)	× 50,	000 円		} _	(	)	円	((B) - (A))		
						雇用調整金	金及び在宅就	比業障害者特	例調整金	の申請額(障害	<b>害者雇用調</b> 虫	を金を申請す		スは障害者雇用調			■ F者特例調整	<u> </u>	場合)
		障害者雇用納付用調整金及び			(E)	P) 身体障害者	者、知的障害者及	(0) 注定雇用	障害者の数			]	(F	する場合は(L)の			(4) 障害者雇用調	整金申請額及び在宅	と就業障
		金の申請額		E 10 DINGLE	1 {	び精神障害	手者の合計数 	IA/C/BOIN	)	2	9,000	H }	+	(M)の額が上限) (	)	円 ——	(G) 害者特例調整 -	金申請額 ((E) + (F)	<u>))</u> 円
					の者( 算特H	(I)年間	引の在宅就業障	音者への支払	い総額		(J)	(H	() (J)の/	小数点第1位以下は	切捨て		(L)		<b>=</b>
18					出例) 調在 整宅 金就	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	L NIC Table and a distriction		350,00	00円=		)	• (	. 0 ) ×	21,00	00円=			円
			記入しまっ	せん。	申業 請障 額害	(P) ∮	比業障害者特例 身体障害者、知 ・	的障害者及び料 ) 人	青神障害者の	× 2	1, 000	用			=		(M)		一円
	5	特例給付金の	申請額		週労働時 (Q)	間が10時間		前の雇用障害者( ) 人 又は (		P)を上限とする。		点以下は切捨ていずれかかさ		×	7, 00	0 円 =	(R)		一円
	6	障害者雇用納何	寸金の延納申討	請	(イ) 延糸	納の申請			(四) 第	1 期	円		(M) B	<u> </u>	円		(二) 第	3 期	円
ľ		計算例(令	和5年度障	害者雇用納	付金制度	<b>東告申請</b>	書記入説明	書P47参照)	)	- 0 - 1 361	L		(^) 金融标	後関コー 本・支店コー	· h* (=) }	項金種目	(‡) □ [	<b>室番号</b>	$\overline{\Box}$
	7	8)(イ)・・・事 (ロ)・・・事	莱所別連番 業所別連番	≸001(本社 ≸001(本社	()329. 5 ()329. 5	5、事業所分 5、事業所分	別連番002( 別連番002(	埼玉宮業所 埼玉営業所	)484. 5 (除外率20	の合計数 0%))388.5	の合計	数	ガナ				<u> </u> 		
ŀ	8 RE	X		分		令和5年	#	6 月	1,	月 8 月	9 月	1	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	月12 月	令和(	#	3 月	<del>                                     </del>	計
	害者雇用		働者の総数 等報告書(I)の③	<b>数</b>	(障/	1 • 月				λ	Д	. Д		λ	011 0	A 2000 0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		人
	納付金			の基礎となる第	労働者の	814. 0	817. 5	817. 0	813.5	817. 0	817. 0	812.0	814. 0	Д Д	811.0	809.0	809.0	9, 765. 0	人
	降害者	状況等報告書 (ハ) 法定雇用障	*(I)の③の(=)の合 害者の数 (納付金			718. 0/	720.5	720.0	717.5	720.0 人	720.0	716.0	718. 0	人	716. 0	714.0	714.0	8, 612. 0	人
	雇用調		害者の数(障害者	<b>計雇用</b>		16 ↑ 人	16 、 人	16 . 人	. 16	16 人 人	16	16 . 人	. 10	6 16 人 人	16	16 人	16	192	<u> </u>
	整金の策	((イ)×2.3/	(100)		一人未	・満の端数	 は切り捨てま	<b>d</b> . ■										0	
	定内訳	数	育、知的障害者. の③の (f) の各月の合	及び精神障害者 <sup>計数)</sup>	3 Y	13. 0	13. 5	15. 0	15. 0	16.5	16. 0	17.0	17.5	17.5	17.0	17.0	17.0	(P) 192. 0	)
Ī	9	週労働時間が の数 (障害者雇用状況等報告書			用障害者	人		. <u> </u>	整金申請	人 人	大 <b>は</b> ⑧-	. 人		<b>Д</b>		人 /	, ,	(Q) 0	人
ļ	社	会保険	作成年月	数 月日・提出代行者 代理者の表示			氏			を引きます。		所属部語 連絡先電		 総務部	人事課	0	1 3 - 1 2	+	6 7
	記	務士載欄		年	月 目						記 担当	人 (フリ)	ガナ)	( カイヒン ジロ	<b>д =</b> ¬	入担当者の押	印は必要あり	 Jません。	
13	E) 「記 「m沸火	入上の注意  をよく読ん* 番号   は お詰めで記入	?記入してください。 てくぎさい かお 何	人事業士の場合け 事業	主番号(ハイワン8	を除いた粉字のみ) を	:左詰めで記入してください	٧.				氏	名	海浜 次	郎配	(12 2 2 0 0 ) )		. O. C. 708	

## 【記入例】納付金の申告と併せて特例給付金を申請する場合

様式	第10	11号	障		用納付金申				在宅就業障	害者特例調	整金及び特	例給付金支	給申請書	<u>_                                    </u>	( <del></del> )		※受理年月日・	番号	1010	00
					労働者の総 申告・申請		0人を超え	る事業主	用)				申告年月日		P53参照					
					*人高齢*ハ *		職者雇用	支援機構	理事長 殿				# D <del>+</del> 7 L		8道府県コー∳・職安□	1 – F			※整理者	 番号
1	法		人	番	뮥	•	1 2 3	4 5	6 7 8	9 0	1 2 3	3 6	年 4 月	5 🖯	1 2 - 0 1		記入は	必要ありません	J <sub>o</sub>	
	(1)	住		たる事業所	所	郵便番	号 26	1 - 0 0 1	4 千葉県	葉市美浜区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					ı				
③申告		(19:	∧ o c e u ±	. C <b>0 ≠ Æ</b> ØT	の評価値)			<del></del>		(作成手順3 ③					代表者の役職	氏	名	代表者の記名	のみ必要で	 <sup>१</sup> व
申請		( サ	IJ	ガ	ナ)	(	MUDD	년 <u></u> 의( ガ				LLLL!'[ˈ	<ul><li>(h) 氏</li><li>(株人のときは代表者の</li></ul>	名	表取締役社長	幕張		直筆署名や代		
事業主	(p)	)名			称	幕强	建設株式	会社				ı	(制) 産業分	類	(中分類番号)	(総合工事	業	(主たる事業の内容)		)
						障害者 (A)	<b>首雇用納付</b>	金の納付額	(納付額が望り	<b>季の場合を含</b>	む。)及び	在宅就業障	害者特例調整		額 ((A) < (B) 生宅就業障害者		申請	(C) 納付額((A	) - (B) ) 8 7 5 0	0 0 -
						ſ	(N) 法定雇用	障害者の数	(P) 身体障害者、 び精神障害者	知的障害者及 の合計数			)	-	する場合は(L)の (M) の額が上限)	額(ただし		(D) 在宅就業障害	者特例調整金申	請額
						1	( 1	92 –	94. 5	)	× 50,	000 円	}	. –		)	円	((B) - (A))	((A) < (B) の場	<del>]</del> 合)
						障害者	f雇用調整会	金及び在宅	就業障害者特	例調整金のほ	申請額(障害	者雇用調整	金を申請する	場合又は障	章害者雇用調	整金及び在学	<b>宅就業障害</b>	· 者特例調整金	▲	
(4)				の納付額、 宅就業障		(E)	<ul><li>(P) 身体障害者</li></ul>	者、知的障害者及	(0) 注定雇用	障害者の数			)	-	在宅就業障害者5 する場合は(L)€	額 (ただ		陪宝老展用調	整金申請額及び	『在宅就業
4			申請額	- 七机米  平	E4170		び精神障?	害者の合計数	(一)	陳吉有の数	× 2	29,000	円 }	+ (	し(M)の額が <b>」 預</b>	金種目に成りている。「2」、そのf			整金申請額((E	<u>()</u> + (F))
						の者へ 算特 H	(I)年間	間の在宅就業	障害者への支持	ムい総額		(J)	(K)	) (J)の小数	対点第1位以下に		اعراد ا	(L)		1 1
						出例 ) 調在 整宅			円 ÷ ;	350,000		中陸の時宝書	が数は94.5人で	マナポ トロ	日1米の計	21,00	0 円 =			円
						金就 申業 請障			対調整金の支統 知的障害者及び		1 計	草上、小数点	以下は切り	舎てますの	で、94人と			(M)		
					給予定日に	週労働	( 時間が10時間	107 上20時間末	<ul><li>. ) 人</li><li>&lt;高の雇用障害者</li></ul>	6の合計数 ((P	^`	よります。 ただ1 <b>/</b> 小巻	カ占以下は初始。	C )		=		(R)	<u>                                     </u>	<u> </u>
ます	<b>†</b> 。				発生してい	(Q)	( (	120. 0	) 人 又は (	(p) 第	94.0	_ /	ずれか小さ	い数	× 2 期	7, 000	円	(三) 第	6 5 8 0 3 期	0 0 <sub>円</sub>
6	障	害者履	雇用納付金	の延納申	請	(イ) 延	納の申請	1		1, 635, 0	00	PJ.	1	, 620, 0	00	円		1, 620, 00		円
	暗	害者属	<b>雇用調整会</b>	在字就	業障害者特例	(イ) 支糸	合先の選択		(1) 金融機関		AT (=	Veve at the	本店	(ハ) 金融機関:	3 4 - 5 6 7	(二)預	金種目	1 (本) 口月		4 5 6
7				付金の支		(^) []	<b>座名義人</b>	幕張建詞		$O\Delta$	銀行	海浜幕張	支店フリア	# 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ハリケンセツ	( h				
® 障			区		分		令和 <b>5</b> 年 4 月	5	月 6 月	1 7 F	8 月	9 月	10 月	11	12 1 月	令和 <b>6</b> 年			を記入して	ください。
者雇田	(1			労働者の #告書(I)の③			814. 0	817. 5	817. 0	813. 5	817.0	817. 0	812 左づん	カ フリガナ	は必ず法人	<b>冬</b> 称	809. 0	809. 0	9, 765	5.0
納付金	(1	) 法知	Z雇用障害者	看数の算定の ∰告書(I)の③	の基礎となる労	働者の数	J		<u>۸</u>	013.5	517. 0	, J			<u> </u>			<u>۸</u>		
障害	(r			その数(納付			718. 0	720.5	720.0 人		請がない場		716.0	718.0	718. 0	716. 0	714.0	714. 0 人	8, 612 (N)	2. 0
者雇用	Ĺ	((p	×2.3/100)				16	16	16	(一/傾しよが	線を引きます	9.	16	16	16	16	16	16	192	2
整金	(=	生) 法定 ((イ	≧雇用障害₹ )×2.3/100)	番の数(障害	害者雇用調整金			`				, ,				,	,	A .	(0)	
の 算 定 内	(#	k) 身体	<b>本障害者、</b> 免	田的障害者』 き(1)の③の(:		未満の	端数は切り		Д 0 5			, , ,	. <u>,</u> ,		, , ,	0.0		7 7 7	(P) 04	_
訳	调	労働時			時間未満の雇	用障害	8.0	8.5	8.5	8.0	7.5	7.5	7.5	7. 5	8.0	8.0	8.0	7.5	94.	5
9	者	の数		(3の(き)の各月の	)数)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	0
		保険 士			月日・提出代行者 代理者の表示 年		目	氏	名	f	話番号		所属部課 連絡先電	話番号 1207	<b>务部人事課</b>		0	4 3 - 1 2	3 - 4	5 6 7
Ē	13 車	戝 欄	とよく読んで記入	してください。				を左詰めで記入してく				担当		プナ) ( 名	( カイヒン ジロ 海浜 - 次		担当者の排	甲印は必要あり	ません。	

## 【記入例】調整金及び特例給付金を申請する場合

様	式第1	101号		] <b>6</b> §者雇月		告書、	<b>瞳害者</b> 雇用	用調整金、	在宅就業障害	宇者特例調	整金及び特	例給付金支	給申請書			*	受理年月日・	<b>新</b> 号	10100
								 .る事業主用							P53参照				
					申告・申請		<b>除</b> 本屋田	支援機構理	事 三 二				申請年月日		都道府県コード・職安コ	1-6			※整理番号
Γ	d H	±	<u></u>	<u>1」                                    </u>	号 号	1			<del>E 尹文                                   </del>	9 0	1 2 3	5 6	年 4 月		1 2 - 0 1		記入は	必要ありませ	
$\vdash$		// 住			Pif	郵便番号		<del>                                     </del>		葉市美浜区を	芒在2_1_2							ı	
	∌  -	'' (後人の	)ときは主た	こる事業所(	の所在地)	300.88	7 [2]0]			作成手順3 ③					代表者の役職	氏	名 4	・ 表考の記名(	のみ必要です。
	き 申 責	(ラ	ij	ガ	ナ)	(マク	ハリケンけ	<u> 벡끼 ([취 두</u>		1,00,1,000			<ul><li>(h) 氏</li><li>(株人のときは代表者)</li></ul>	名 (代	表取締役社長	幕張 2			表者印は不要です。 表者印は不要です。
3	<b>F</b>	(1) 名			称	幕張	建設株式	会社				(	(計) 産業分		(中分類番号)	(総合工事業		(主たる事業の内容)	)
						(A)	(N) 法定雇用I		(納付額が零 P) <sup>身体障害者、短</sup> び精神障害者の 217.0		iむ。) 及び × 50,		害者特例調整	(B)	額 ((A)<(B) 在宅就業障害者等 する場合は(L)の (M) の額が上限)	寺例調整金を申 額(ただし			((A) < (B) の場合)
(	4) 層	章害者雇用 雇用調整金 調整金の申	及び在宅			(E)	雇用調整金(P) 身体障害者 び精神障害	金及び在宅就				者雇用調整会 9,000	)	(F)	章害者雇用調整 在宅就業障害者特 する場合は(L)の し(M)の額が上限	隆金及び在宅 時例調整金を申 額(ただ	就業障害 請	暗害者雇用誰	
20						の算出 が 育出 の 第世 の 第一 の 第一 の 第一 の 第一 の 第一 の 第一 の 第一 の の の の の の の の の の の の の	(I)年間	(本名就業) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名	章害者への支払	50,000		(J) ( .	(K ) <b>→</b>	,	文点第1位以下は ) ×			(L) (M)	
					を 給予定日 ( 放発生して)	(0)	時間が10時間.	以上20時間未済	満の雇用障害者 ) 人 又は <sup>(F</sup>	の合計数 ((P) P) (	を上限とする。 217.0	ただし、小参)) 人のし	た以下は切捨		×	7,000	円	(R)	3 0 8 0 0 0
		ナ。入力し で確認くた		ては必	ず口座情報	<b>报</b> (1) 延;	納の申請			(p) 第	1 期				金種目に応し				端は頭に「 <b>O</b> 」 てください。 円
(	7 E		調整金、		業障害者特例 △牛	(イ) 支給	先の選択		(中) 金融機関及	び本・支店名	銀行	海浜幕張	本店	1	·「 <b>2</b> 」、その他- 3 4 - 5 6 7	(二) 預金	:種目	1	0 1 2 3 4 5 6
	II/	<b>阿正亚汉</b> 0	TO DUMP IS	1 並 ∨ ノ 入 ハ	<b>п</b> / L	(^) 口座		幕張建設	(株)				Z.J.	がナマク	ハリケンセツ		づめ、フリ	ガナは必ず法	人略称
	8 国		区		分	<u>4</u>	合和 5 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11	12	令和 <b>6</b> 月	2	月 3 月	合 計
	石 曜 ( 用 sub	(イ) 常用.	雇用労	働 者 の F書(I)の3の	総数(ハ)の合計数)		814. 0	817.5	817.0	813. 5	817.0	817. 0	812.0	814. 0	814.0	811.0	809.0	809.0	9, 765. 0
	ff 金 (				)基礎となる労		718. 0	720. 5	720. 0	717. 5	720.0	720. 0	716. 0	718.0	718. 0	716.0	714.0	714. 0	8, 612. 0
					)端数は切り	舎てます。	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	192
	とな. 例え	るため、「1 とば(二)の	16」と記 <i>う</i> 4月の場	<b>し。</b> 合、814.	0人×2.3%= 0人×2.3%=			18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	(0) 216
		るため、「1					B. 0 ^	18.0	18.0	18.0	18. 0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	19.0	<sup>(P)</sup> 217. 0
(	9 ≱	周労働時間 者の数 職事者展用北京等			寺間未満の雇	用障害	5	. 5	5	5 5	3	3	3	3	3	3	3	3	(Q) 44
	社会	会保険 務 士	報百書(1)の③	作成年月	日・提出代行者 大理者の表示	月 F	1	£	名		話番号	記	所属部語 連絡先電	果名· 話番号	第部人事課 カイヒン ジロ		0	+	3 - 4 5 6 7
注)		載欄	読んで記入して	てください。				をお訪めで記入してくだ。				担当	者 氏	名	海浜 次		当者の押	印は必要あり	ません。

## 特例調整金について及び特例調整金を申請する場合

在宅就業障害者特例調整金は、障害者雇用納付金申告事業主であって、次のいずれかに該当する事業主に、支払った業務の対価に応じた額を、申請に基づき支給します。

- ① 在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した事業主(在宅就業支援団体を除く。)であって、在宅就業障害者に仕事を発注し、在宅就業契約に基づく業務の対価を支払った事業主
- ② 在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注し、在宅就業支援団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払った部分の金額に相当する金額がある事業主

また、以下の書類については、施行規則第36条の2において保存することとされていること及び調査の際に確認させていただくこととしておりますので、必ず保存していただくようお願いいたします。

上記①の事業主(在宅就業障害者に直接仕事を発注した場合)

- イ 貴社が在宅就業障害者と締結した在宅就業契約書
- ロ 貴社が在宅就業障害者から受け取った領収書等(金額及び領収年月日が記載されたものに限る。)
- ハ 貴社が在宅就業契約を締結している(していた)在宅就業障害者が、障害者であることを確認する ことのできる書類(身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)又は精神障害者保健福祉手帳等の写し)

#### 在宅就業障害者とは

自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所(注)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これに類する業務を自ら行う障害者(雇用されている方を除く。)をいいます。

(注) 在宅就業障害者に対して直接発注を行った事業主の事業所、その他これに類する場所は除きます。なお、在宅就業支援団体を通じて在宅就業障害者に発注を行った場合については、当該発注を行った事業主の事業所を含みます。

## 在宅就業支援団体とは

在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録をうけた法人をいいます。 ※ 在宅就業支援団体一覧は、当機構ホームページ内「チャレンジホームオフィス」 (https://www.challenge.jeed.go.jp/)又は厚生労働省ホームページを参照してください。

#### 在宅就業契約とは

在宅就業障害者が物品の製造、役務の提供その他これに類する業務を行う旨の契約をいいます。

申請に当たっては、「障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給申請書」への所要事項の記入とともに、次の書類を作成し、障害者雇用納付金の申告に係る提出書類と併せて提出してください。

## <上記①の事業主(在宅就業障害者に直接仕事を発注した場合)> 手順1.1 在宅就業契約報告書の作成 (【記入例】: P24 参照)

この報告書は、事業主が令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)において在宅就業契約に基づく対価を支払った在宅就業障害者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記入します。

- ※ 当該身体障害者、知的障害者及び精神障害者は、雇用されている者を除きます。 「雇用されている者」とは、在宅就業契約に関係する事業主に雇用されている者のほか、雇用契約により雇用されているすべての者を含みます。
- ① 法人番号及び名称、③-(イ) 障害者の氏名、③-(ロ) 性別、③-(ハ) 生年月日、③-(二) 手帳番号 P1·2 参照
- ② 住所又は所在地 P9 参照
- ③-(ホ) 障害の種類及び確認 P29~P34 参照

③-(ヌ) 事業主が在宅就業障害者に支払った額(円)

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づき、 支払った総額を円単位で記入します。

③-(ル) 支払年月日

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づき、 支払った契約金の最終支払日を記入します。

なお、最終支払日が令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)内の日でなければ特例調整金の支給申請対象になりません。令和6年4月1日以降に支払った契約金は翌年度の申請対象になります。

③-(ヲ) 在宅就業障害者の業務内容

在宅就業契約に基づく在宅就業障害者の業務内容について「ホームページ作成」等簡潔に記入します。

③-(ワ) 在宅就業障害者の就業場所

在宅就業障害者の就業場所について「自宅」等簡潔に記入し、住所の記入は必要ありません。

## <上記②の事業主(在宅就業支援団体を介して仕事を発注した場合)> 手順1.2 発注証明書(在宅就業契約報告書)の作成 (【記入例】:P24 参照)

この報告書は、在宅就業支援団体が令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)において在宅就業契約に基づく対価を支払った在宅就業障害者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記入します。在宅就業支援団体は必要事項に記入の後、業務契約を締結した発注事業主に発注証明書として提出します。

※ 当該身体障害者、知的障害者及び精神障害者は、雇用されている者を除きます。

「雇用されている者」とは、在宅就業契約に関係する事業主に雇用されている者のほか、雇用契約により雇用されているすべての者を含みます。

#### 【在宅就業支援団体 記入欄】

②-(イ) 事業主の氏名又は名称

業務契約の発注元事業主の氏名又は名称は略称を使用しないで正確に記入します。

②-(ロ) 事業主の住所又は所在地

業務契約の発注元事業主の所在地は略称を使用しないで正確に記入します。

③-(イ) 在宅就業支援団体の名称

業務契約の発注先である在宅就労支援団体の名称は略称を使用しないで正確に記入します。ゴム印でも差し支えありません。

③-(口) 在宅就業支援団体登録番号

在宅就業支援団体登録番号には、厚生労働大臣による在宅就業支援団体登録·登録更新通知書の登録番号を7桁で記入します。

③-(ハ) 代表者の役職及び氏名

業務契約の発注先である在宅就業支援団体の代表者の役職及び代表者の氏名を記入して下さい。ゴム印でも差し支えありません。

③-(二) 在宅就業支援団体の住所

業務契約の発注先である在宅就業支援団体の住所は略称を使用しないで正確に記入します。ゴム印でも差し支えありません。

④-(イ) 障害者の氏名、④-(ロ) 性別、④-(ハ) 生年月日、④-(二) 手帳番号

P1·2 参照

④-(ホ) 障害の種類及び確認

P29~32 参照

④-(ヌ) 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に支払った額(円)

在宅就業支援団体が在宅就業契約に基づき、在宅就業障害者に対して支払った総額を円単位で記入します。

なお、在宅就業契約ごとの④・(ヌ)欄の合計額と⑤・(イ)欄の在宅就業対価相当額とは同額となります。

④-(ル) 支払年月日

在宅就業障害者に対して在宅就業支援団体が在宅就業契約に基づき支払った契約金の最終支払日を記入します。

④-(ヲ)在宅就業障害者の業務内容、④-(ワ)在宅就業障害者の就業場所

P22 参照

⑤-(イ) 在宅就業対価相当額(円)

事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の契約金額のうち、在宅就業障害者に対して支払った金額の合計額を記入します。

なお、業務契約ごとの⑤-(イ)欄の在宅就業対価相当額と④-(ヌ)欄の合計額とは同額となり、当該額が「年間の在宅就業障害者への支払い額」となります。

⑤-(口) 業務契約内容

事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の主な業務内容について「ホームページ作成」等簡潔に記入します。

⑤-(ハ) 業務契約額(円)

事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の契約金額を円単位で記入します。

⑤-(二) 支払年月日

事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の契約金を払った最終支払日を記入します。 なお、最終支払日が令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)内の日でなければ特例調整金の 支給申請対象になりません。令和6年4月1日以降に支払った契約金は翌年度の申請対象となります。

#### 【事業主 記入欄】

事業主が法人番号を記入します。

## 手順2 特例調整金支給申請書の作成 (【記入例】:P25・26 参照)

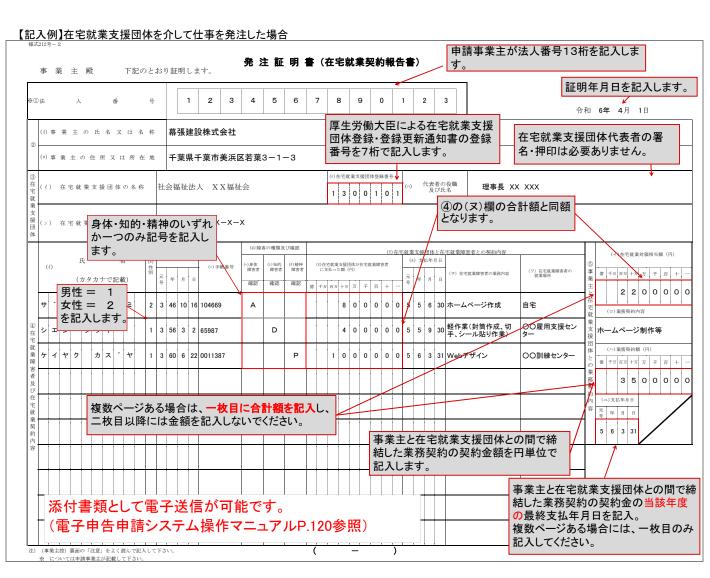
在宅就業契約書又は発注証明書を作成してから、年間の在宅就業障害者に支払った額の総額を申告申請書の ④(I)の欄に記入します。

支給限度額について、④の(H)欄の(P)欄に⑦の(ホ)の(P)欄の身体障害者数、知的障害者及び精神障害者の合計数を記入し、④の(M)欄の額を算出します。(B)又は(F)欄には、(L)欄の額(ただし、(M)欄の額が上限)を記入します。

その他記入方法については P13~15「納付金・調整金申告申請書の記入の仕方」を参照してください。

#### 【記入例】在宅就業障害者に仕事を発注した場合





## 【記入例】納付金の申告と併せて特例調整金を申請する場合

Ħ	<b>美式第</b> 10	01号	障		用納付金		障害者雇用		在宅就業障	害者特例調	整金及び特	例給付金支	給申請書		P53参照		※受理年月日・4	<del>重号</del>	10100
			下記	のとおり	申告・申	請します。							申告申請年月	日					
_			独7	2行政治	強高人去	<u>₹·害鄣·</u>	職者雇用	支援機構	理事長 殿				<del> </del>	© 11	B道府県コード・職安:	1-1-			※整理番号
L	① 法		人	番	뮥		1 2 3	4 5	6 7 8	9 0	1 2 3	5	6 年 4 月	5 🖯	1 2 - 0 1	1	記入は必要	ありません。	
	3 (1	) 住 (海人	のときは主	たる事業所	所 の所在唯)	郵便番	号 2 6	1 - 0 0	1 4 千葉県	F葉市美浜区名	告葉3−1−3								
	申告 申 請	( 7	IJ	ガ	ナ)	( 7 5	ハリケンt	2ツ(カ	法人略称(作	■成手順3 ③-(	(D))	)	(N) 氏 (版人のときは代表者の	名(代	代表者の役職 表取締役社長	兵 幕張		表者の記名の 筆署名や代表	み必要です。 者印は不要です。
	事 業 (1	1) 名			称	幕引	長建設株式	会社					(ホ)産業分	類	(中分類番号)	(総合工事等	ŧ	(主たる事業の内容)	)
	·					障害 <sup>1</sup> (A)	者雇用納付金 (N) <sub>法定雇用</sub> ( 19	章害者の数	額(納付額が (P) <sup>身体障害者</sup> - 94.5		含む。)及て × 50,		章害者特例調	(B) A	情額 ((A) < ( E 宅就業障害者 ける場合は(L) の M) の額が上限)	特例調整金を申額(ただし			(A) < (B) の場合  日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
	④ 用	生害者雇月 調整金月 の申請答	及び在宅	の納付額 令和5年 を記入し		(E)	D総額 <sup>体障害者</sup>	、知的障害者及 者の合計数 -	(0) 法定雇用	障害者の数	延納の		付額を万円単		障害者	周整金及び右 特例調整金を申 額(ただし )		, 、障害者雇用調	金を申請する場合)    整金申請額及び在宅就業職 金申請額 ((E)+(F)
1						算特日 出調 整 全 就	2 在字前	2 0 0 0	<ul><li>障害者への支払</li><li>0 0 円 ÷ ;</li><li>特例調整金の支給</li></ul>	350,000		(J) ( 6	/		点第1位以下は . 0 )×		) 円 =	(L)	1 2 6 0 0 0 円
	<u></u>	_( <i>J</i> ) 7	5 <b>2</b> TE Sch <i>(</i> 1	↑中誌[1	いたわる	申業 新海 した場合に	(P) ∮	Y体障害者、 94	知的障害者及び 1 . 5 ) 人 未満の雇用障害者	清神障害者の合	$\times$ 2	1,000 ただ <b>と</b> 、小数	円			=		(R)	984500
	限り	(口)、	(11),	(二)を言	記入し、全	と納の申請 記入しまも	<b>青</b>	× 120 m (	)人 又は <sup>(</sup>	(P) (		/	ハずれが小さ	い数	X	7, 000	円 :	=	円 C. Min
	ん。	C 1107				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	内の申請	1		(p) 第 1,589,00	1 期	円	1	,580,00	2 期 00	円	<del>1,400</del>	(三) 第 <del>, 000</del> 1,	3 期 580,000 円
H									(1) 金融機関	1,000,00 及び本・支店名	<i>3</i> 0	1 1	本店	(n) 金融機関=		-\*	1		至番号
	7	延納の	場合は	:「 <b>1</b> 」、全	:納の場合	     は「 <b>2</b>   と	記入(延納に	‡ <b>1</b>			銀行		支店		1-1-1	(二) 預:			は必要ありません。
L							納を申請す	<sup>-</sup> る		_	1		フリオ	<b>ガナ</b>			-1	+	
	® 障 害	場合は	当該棟	の記入》	雨れかな	いようこ注	意ください。		月 6 月	17 月	8 月	9 月	10 月	11 月	1 12 月	令和 <b>b</b> 年	2	月 3 月	合 計
	者 服 用	<ul><li>() 常 用</li><li>() (障害者</li></ul>	雇用 第	労働者 ♂ 告書(I)の③の	D 総数の(ハ)の合計数)		814. 0	817. 5	817. 0	813.5	817. 0	817. 0	812. 0	814. 0	814.0	811.0	809. 0	809.0	9, 765. 0
	ft 金	口)数		者数の算定 の(E)の合計数)	の基礎とな	る労働者の (障害者雇用状	718. 0	720. 5	<sup>720.0</sup>	717.5	720. 0	720. 0	716. 0	718. 0	718. 0	716. 0	714.0	714.0	8, 612. 0
	害者 (/	ハ) 法定原		者の数(納			116. V	16	人	16	16		16	16	16	16	16	16	192
	型 (:			者の数(障	害者雇用調			l		10 A	. 10 . 人	16	10 人 人	10 A	人 人	10 	10	10 A	(0)
	の 算 定 内	t) 身体區 数				害者の一例え	未満の端数 」ば4月の場	合、718.0	人×2.3%=16	.514	7.5	7. 5	7.5	7.5	0 0	, , , , , ,		A 7 E	(P) 04 5
ŀ	** 週 ⑨ の	学働時間		(f) の各月の合 間以上20時	<sup>計数)</sup> 寺間未満の	人と 雇用障	:なるため、「			<u> </u>		1.0		J	8.0	8.0	8.0	7.5	94. 5
Ļ	(10)	害者雇用状況	等報告書(Ⅰ)の	③の(f)の各月の	W) 引日・提出代行	(字字)	0	0	, i		言請がない場		所属部課	0	0	0	0	0	0
	労 私	保険 务士			日・提出代4 代理者の表示 年		B	氏	名	(二)棟(よ糸	料線を引きます TIIIII	記	入 連絡先電記	活番号 1000	部人事課	לו ז	0	4 3 - 1 2	3 - 4 5 6 7
注		載欄 Eの注意」をよ 引は、左詰め	く読んで記入し で記入してくた	てください。 ごさい。なお、個。	人事業主の場合は、		ンを除いた数字のみ) を	左詰めで記入してく	۲			担	当者 (フリカ	名 (	カイヒンジェ海浜 グ		担当者の押	印は必要あり	ません。

ご記入上の注意」をよく読んで記入してください。(①法人番号」は、左詰めで記入してください。なお、個人事業主の場合は、事業主番号(ハイフンを除いた数字のみ)を左詰めで記入してください。

### 支給先を分割して申請する場合

障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けている事業主は、親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主に、調整金、特例調整金及び特例給付金を分割して支給を受けることができます。

#### 申請書の作成

申請書の作成方法は通常の申請と同様なので、P13~15を参照し作成します。 支給先口座の欄は以下のとおり記入します。

- ⑦-(イ)欄については、9と記入します。
- ⑦-(ロ)~(へ)欄は空白としてください。

### 「分割支給先一覧表」の作成

個々の支給先及び支給金額の内訳を記入します。

- ・支給先を1事業主につき10社まで分割することができます。
- ① 法人番号 P13 参照
- ② 申請事業主名称 P13 参照
- ①法人番号と②申請事業主名称は申請事業主を記入してください。

#### (ハ)預金種目

預金種目に応じ次表の区分に該当する数字を記入します。

普 通=1 当 座=2 その他	=9
-----------------	----

#### (ホ)口座名義人

金融機関に届出の口座名義人を記入します。法人の場合は法人名のみ記入(役職名、代表者名の記入は必要ありません。)し、株式会社等のフリガナは法人略称(P13)を用いて記入します。カナ小文字は大文字に変換してください。使用できる記号は()、一(ハイフン)、.(ピリオド)、(スペース)です。

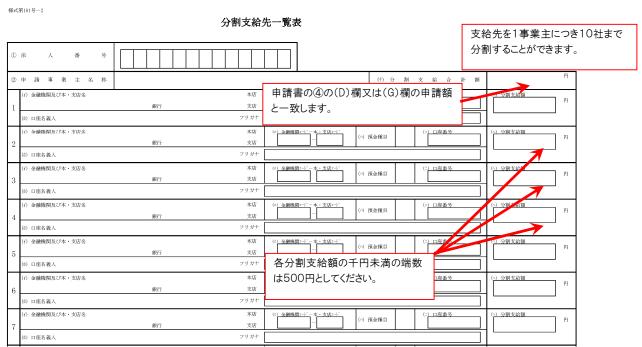
#### (へ)分割支給額

分割支給先の個々の分割支給額を記入します。

個々の分割支給額の千円未満の端数は、500円としてください。

作成が終わりましたら、申請書と併せて提出してください。

なお、支給先に記入誤りがあると支給日当日に振り込まれない場合がありますので、ご注意ください。



(4)都道府県コード・職安コード 申告申請書の「県コード」・「職安コード」の記入に当たっては、以下の表の該当するコードを記入してください。 (令和5年10月末現在)

県 所 名	県所 コード	県 所 名	県所コード	県 所 名	県所 コード	県 所 名	県所 コード	県 所 名	県所 コード	県 所 名	県所 コード	県 所 名	県所コード	県 所 名	県所コード	県 所 名	県所コード	県 所 名	県所 コード
北 海 道	01	気 仙 沼	08	日 光	11 12	立 川青 梅	15 16	福井県	18	愛知県	23	岸和田池田	09 10	岡山県	33	愛 媛 県	38	熊本県	43
札幌	01	秋田県	05	新 馬 県	10	三鷹	17	福 井	01	名古屋東	01	泉大津	11	岡山	01	松 山	01	熊 本	01
函 館	02	秋 田	01			町 田	19	武 生	02	名古屋中	02	藤井寺	12	津 山	02	今 治	02	八代	02
旭川	03	能代	02	前橋	01	府 中	20	大野 一 同	03 04	名古屋南	03 04	枚 方	13	倉敷中央	03 04	八幡浜	03	菊池	03 04
帯 広 見	04 05	大館 大曲	03 04	高崎相生	02 03	神奈川県	14	三 国 敦 賀	05	豊橋	05	泉佐野茨木	14 15	玉 野 気	06	宇和島新居浜	04 05	玉 名 天 草	06
紋 別	06	本 荘	05	伊勢崎	04	横浜	01	小浜	06	一 宮	06	河内長野	16	高 梁	07	西条	06	球 磨	07
小 樽	07	横 手	06	太 田	05	戸 塚	03	山梨県	19	半 田	07	門 真	18	笠 岡	08	四国中央	07	宇 城	08
滝 川	08	湯沢	07	館林	06	川崎	04			瀬戸	08	兵 庫 県	28	西大寺	11	大 洲	80	阿蘇	09
<ul><li>釧 路</li><li>室 蘭</li></ul>	09 10	鹿 角	08	沼 田 群馬富岡	07 08	横須賀平塚	05 06	甲 府 塩 山	01 03	豊田津島	09 10	神戸	01	広 島 県	34	高知県	39	水 俣	10
岩見沢	11	山形県	06	藤岡	09	小田原	07	並 崎	03	刈谷	11	灘	02	広 島	01	高 知	01	大 分 県	44
稚 内	12	山 形	01	渋 川	10	藤沢	08	鰍 沢	05	西尾	12	尼 崎	03	広島西条	02	須 崎	02	大 分	01
岩 内	13	米 沢	02	埼玉県	11	相 模 原	09	富士吉田	07	犬 山	13	西 宮	04	呉	03	四万十	03	別 府	02
留萌	14	酒 田	03		0.1	厚木	10	長 野 県	20	豊川	14	姫 路	05	尾道	04	安 芸	04	中津	03
名 寄浦 河	15 16	鶴	04 05	川 口 熊 谷	01 02	松田横浜南	11 12	長 野	01	新 城 春日井	15 17	加古川伊丹	06 07	福 山 三 原	05 06	いの	05	日 田 佐 伯	04 06
網走	18	長 井	06	大 宮	03	川崎北	14	松本	02			明石	08	三次	07	福岡県	40	宇佐	07
苫 小 牧	19	村 山	07	川越	04	港北	15	上 田	04	三重県	24	豊岡	09	可 部	08	福岡中央	01	豊後大野	08
根 室	20	寒河江	08	浦 和	05	大 和	16	飯 田	05	四日市	01	西 脇	10	府 中	11	飯 塚	02	宮崎県	45
札幌東	23	福島県	07	所 沢	06	新潟県	15	伊 那	06	伊 勢	02	洲本	11	広島東	14	大 牟 田	03		
札幌北	24 25	福島	01	秩 父 春日部	07 08	新 潟	01	篠ノ井飯山	07 08	上 津 松 阪	03 04	柏 原西 神	13 20	廿日市	15	」 八 「幡   久留米	04 05	宮 崎 延 岡	01 02
, ,,,,,		いわき	02	行 田	09	長 岡	02	木曽福島	10	桑名	05	龍野	21	山口県	35	小鱼	06	日向	03
青森県	02	会津若松	03	草 加	10	上 越	03	佐 久	11	伊 賀	06	奈良県	29	μ п	01	直方	08	都城	04
青 森	01	郡山	04	朝 霞	11	三 条	04	大 町	12	尾 鷲	08	* * *		下 関	02	田川	09	日 南	05
八戸	02	白河	05	越谷	12	柏崎	05	須 坂	13	鈴 鹿	09	奈 良	01	宇部	03	行橋	10	高 鍋	06
弘前むつ	03 04	須賀川 二本松	06 08	千 葉 県	12	新発田	06 07	諏 訪	14	滋賀県	25	大和高田 桜 井	02 03	防府	05 06	福岡東八女	12 14	小林	07
野辺地	05	相 双	12	千 葉	01	十日町	08	岐阜県	21	大 津	01	下市	04	徳山	07	朝倉	15	鹿児島県	46
五所川原	06	茨 城 県	08	市川	02	糸 魚 川	10	岐 阜	01	長 浜	02	大和郡山	05	下 松	08	福岡南	18	鹿児島	01
三 沢	08		ļ	銚 子	03	巻	11	大 垣	02	彦 根	03	和歌山県	30	岩 国	09	福岡西	19	川内	02
黒石	09	水 戸 日 立	01 02	館山木更津	04 05	南魚沼 佐渡	12 13	多治見高山	03 04	東近江甲賀	04 05	和歌山	01	柳井	10	佐賀県	41	鹿 屋 国 分	03 04
岩 手 県	03	筑 西	03	佐原	06	村上	14	恵那	05	草津	06	新宮	02	徳島県	36	佐 賀	01	加世田	05
盛岡	01	土浦	04	茂 原	07	富山県	16	関	06	京都府	26	田 辺	03	徳島	01	唐津	02	伊集院	06
釜 石 宮 古	02 03	古河常総	05 06	松戸船橋	08 09	富山	01	美濃加茂中 津川	07 09	京都西陣	01	御坊湯浅	04 05	三 好 美 馬	03 04	武 雄 伊 万 里	03 04	大 隅 出 水	08 09
花巻	04	石 岡	08	成 田	10	高岡	02	静岡県	22	京都七条	02	海南	06	阿南	05	鳥 栖	05	名 瀬	11
- 関	05	常陸大宮	09	千葉南	11	魚津	04			伏 見	03	橋 本	07	吉野川	06	鹿 島	06	指 宿	12
水沢北上	06 07	龍ヶ崎高萩	10 11	東京都	13	砺 波 氷 見	05 06	静 岡 浜 松	01 02	京都田辺福知山	04 05	鳥取県	31	鳴門	07	長 崎 県	42	沖縄県	47
大船渡	08	常陸鹿嶋	12	飯 田 橋	01	滑川	07	沼津	03	舞鶴	06	鳥 取	01	香川県	37	長 崎	01	那覇	01
二戸	09	栃木県	09	上 野	03	石川県	17	清水	04	峰山	07	米 子	02	高松	01	佐世保	02	沖 縄	02
久 慈	10	宇都宮	01	品 川 大 森	04 06	金 沢	01	」 三 島 掛 川	05 06	宇治	08	倉 吉	03	」丸 亀 坂 出	02 03	<ul><li>諫 早</li><li>大 村</li></ul>	03 04	名 護 宮 古	03 04
宮城県	04	鹿 沼	02	渋 谷	07	小 松	02	富士宮	07	大阪府	27	島根県	32	観音寺	04	島原	05	八重山	05
仙台	01	栃 木 佐 野	03 04	新 宿	08 09	七尾椒椒	03	島田	08 09	大阪東	01	松江	01	さぬき	05	江 迎 五 島	06 07		
石 巻 塩 釜	02 03	佐 野足 利	04	池 袋 王 子	10	加賀 白山	05 08	磐 田富 士	10	梅 田   大阪西	02 03	浜 田 出 雲	02 03	土 庄	06	五 島 対 馬	07		
古 川	04	真 岡	06	足 立	11	輪島	09	下 田	11	阿 倍 野	04	益 田	04						
大河原	05 06	矢 板 大田原	07 08	墨 田 木 場	12 13			焼津	12	淀 川 布 施	06 07	雲南	05 06						
築 館 迫	06	大田原小 山	08	八 王 子	14					布施堺	08	石見大田	00						
~=	07	- 11. Н	- 00	I /\ - 1					l	-91	- 00			L				l	

#### (6) 申告申請の対象となる雇用障害者の範囲と障害者の確認方法

令和6年度申告申請の対象となる雇用障害者は、令和5年4月1日~令和6年3月31日の間に雇用されており、下記一覧のいずれかの方法により障害者であることの確認ができる方に限られます。

(注) 常用雇用労働者(記入説明書P12) に該当しない障害者は、納付金、調整金及び報奨金の対象となりませんのでご注意ください。

障害の種類を複数有する方については、「重度知的障害>重度身体障害>知的障害>身体障害>精神障害」の順でいずれか1つの障害の種類を記入してください(例えば、 人の障害者が、重度以外の身体障害と精神障害を有している方である場合は、重度以外の身体障害者として記入してください。)。

ただし、精神障害者である短時間労働者は特例措置に該当するため、精神障害者を優先し、1人をもって1人としてカウントしてください。特例措置の詳細については記入説明書P40をご確認ください。

なお、障害者であることの確認については、原則として、手帳によるものとしますが、下記の確認方法により 障害者であることが確認でき、手帳以外の確認方法でのカウント数の方が大きい場合は、手帳以外の確認により 記入してください(例えば、療育手帳(軽度)と、地域障害者職業センターから「重度」と判定された判定書の 2つがある場合には、確認方法「K(地域障害者職業センターの判定書)」、程度「1(重度 」と記入してくだ さい。)。

	確認方法	<b>等級・程度</b> ※ 等級は、身		5雇用状況等 書(Ⅱ)の記入	カウント開始日		障害者とし	常用雇用労働 者としてのカ ウント数		
	詳細については各都道府県 申告申請窓口にお問い合わせ ください。	体障害者障害 程度等級表に よる級別	確認記号	等級、程度		短時間以外 の常用雇用 労働者	短時間労働者	特定短時間 労働者	短時間以外 の常用雇用 労働者	短時間 労働者
重度	身体障害者手帳による (身体障害者福祉法に基づく)		А		身体障害を有することとなった日 =手帳の交付年月日			1	1	0.5
身体障	指定医の診断書による ※1 身体障害者福祉法第15条の規定により 都道府県知事が指定する医師	<b>1~2級</b> ※3	В	等級を数字 のみで記入 「1」 「2」	身体障害を有することとなった日 =内部障害以外 →障害が発生した日 =内部障害	2	1			
害者	<b>産業医の診断書による</b> ※1 労働安全衛生法第13条に規定する産業医		С		→障害が固定して障害の 程度が明らかになった日 (内部障害とは ※2)					
身	<b>身体障害者手帳による</b> (身体障害者福祉法に基づく)		А	等級を数字	身体障害を有することとなった日 =手帳の交付年月日			1	1	0.5
∇体障害者	指定医の診断書による ※1 身体障害者福祉法第15条の規定により 都道府県知事が指定する医師	3 <b>~6級</b> ※4	В	のみで記入 「3」 「4」 「5」 「6」	身体障害を有することとなった日 =内部障害以外 →障害が発生した日 =内部障害	1	0.5			
TÓ T	<b>産業医の診断書による</b> ※1 労働安全衛生法第13条に規定する産業医		С		→障害が固定して障害の 程度が明らかになった日 (内部障害とは ※2)					
重度知的	療育手帳(愛の手帳等) による ※5	A A1 A2など ※5	D	「1」と記入	=140 w					١
10 障害者	知的障害者判定機関の判定書に よる ※6	重度	G~K	113 280	雇入れ日 ※8	2	1	1	1	0.5
	療育手帳(愛の手帳等) による ※5	B B1 B2など ※5	ič D D							
	学校長の証明書による ※7		Е							
	施設長の証明書による ※7		F							
知的	知的障害者判定機関の判定書に よる ※6		G~K	「2」と記入	雇入れ日 ※8	1	0.5	1	1	0.5
障害者	重度障害者職場適応助成金・重度障害特別雇用管理助成金・特定求職者雇用開発助成金の対象であった場合の支給決定通知書等による ※9	重度以外	L							
	職場適応訓練の受講指示対象で あった場合の受講指示による ※10		М							
	公共職業安定所長の確認書によ る ※11	重度	N	「1」と記入	雇入れ日 ※8	2	1	1	1	0.5
障 精 害者	精神障害者保健福祉手帳による (有効期限内であること) ※12	(等級による 区分なし)	P *13	「1」と記入	精神障害を有することとなった日 =手帳の交付年月日	1	1	1	1	0.5

- ※1 身体障害者手帳を所持していない方については、指定医の「身体障害者診断書・意見書」又は産業医の診断書によって確認することとして差し支えありません。なお、産業医の診断書については、障害者が現に所属する組織において選任されている産業医によるものとします。
  - <診断書に記載されていることが必要な事項>
    - ①氏名、生年月日
    - ②障害名、障害の程度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当すること、障害程度等級
    - ③障害固定又は障害確定(推定)年月日(内部障害)、疾病・外傷発生年月日(内部障害以外)
- ※2 内部障害とは ・・・ 心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、呼吸器機能 障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障
  - (注) 内部障害の確認は身体障害者手帳又は指定医の診断書に限ります。
- ※3 障害程度等級表の3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって、2級に相当する障害を有するとされる方を含みます。
- ※4 障害程度等級表の7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級として取り扱います。
- ※5 都道府県等によって療育手帳の名称・程度の表記が異なる場合があります。療育手帳による 場合、確認記号は必ず「D]を記載してください。

名 称: 療育手帳、愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳

程度の表記 : 重 度→A A A1 A2 A3 1度 2度 A重 A中 A2 a A2 b A最重度

A重度

重度以外→® B C B1 B2 3度 4度 B中 B軽 B中度 B軽度 D (知的障害の程度(A1、B2等)をそのまま記入すると、身体障害者として処理されますのでご注意ください。)

※6 知的障害者判定機関(施行規則第1条の2)

確認記号	判定機関名
G	精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)
Н	児童相談所(児童福祉法第12条)
1	知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第9条第6項)
J	精神保健指定医(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項)
K	地域障害者職業センター(法第19条)

※7 昭和63年3月31日以前に、知的障害者(児)を対象とする養護学校若しくは特殊学級に在学していた方、若しくは卒業した方又は知的障害児施設、知的障害児通園施設若しくは知的障害者援護施設に入所していた方で、当該学校長又は施設長の証明書当該学校、学級若しくは施設に在籍していたこと又は卒業したことを証明するもの。特殊学級については、在籍していたことが確認できる書面)及び意見書(知能指数及び身辺処理能力に関する意見書を記入したもの。)により確認できる場合は、知的障害者として取り扱います。

なお、昭和62年の法改正により、納付金制度における知的障害者判定機関として地域障害者 職業センターが追加され、知的障害者判定機関の体制が整備されたことから、昭和63年4月1日 以降の雇入れについては、学校長又は施設長の証明書若しくは意見書による知的障害者の確認の 取扱いは行わないこととなっていますので、ご注意ください。

※8 年度の中途に知的障害者である旨の判定を受けた場合でも、その雇入れの日に遡り、知的障害者(重度の判定の場合は重度知的障害者)として取り扱います。

また、既に知的障害者判定機関の「重度以外の知的障害者」の判定書等を所持している方で、 異なる判定機関による再判定の結果、重度知的障害者と判定された方については、その雇入れの 日に遡り、重度知的障害者として取り扱います。

ただし、同一の判定機関による再判定の結果、程度の変更があり重度知的障害者と判定された 方については、判定された年月日をもって重度知的障害者として取り扱います。

- ※9 特定求職者雇用開発助成金等の支給決定通知書等により「知的障害者」と確認できる場合は、 障害の程度によらず重度以外の知的障害者として取り扱いま。
- ※10 職場適応訓練の受講指示書により「知的障害者」と確認できる場合は、障害の程度によらず 重度以外の知的障害者として取り扱います。
- ※11 <u>平成4年6月30日以前に、次の①から⑤までのいずれかの取扱いを受けており</u>、公共職業安定所長の確認書(確認書の発行年月日は平成4年7月1日以降のものでも可)により「重度」と確認できる場合は、重度知的障害者として取り扱います。
  - ①知的障害の程度の重い者として、特定求職者雇用開発助成金の対象となった者
  - ②知的障害の程度の重い者として、納付金制度に基づく重度障害者職場適応助成金の対象と なった者
  - ③重度の知的障害者として、職場適応訓練の対象となった者
  - ④求職登録において重度の知的障害者としての登録がされている者
  - ⑤地域障害者職業センターの長から知的障害者社会生活能力調査票を添付した相談・検査等 に結果連絡があり、重度の知的障害者に該当することが確認できる者
  - (注)公共職業安定所長の確認書は、本人又は保護者等から公共職業安定所長に対して確認依頼書が提出され、当該確認がされた場合にのみ交付されるものです(確認書の交付(再交付)に関する詳細は、公共職業安定所へお問い合わせください。)。
- ※12 <u>障害者雇用納付金制度における精神障害者とは、精神障害者保健福祉手帳(有効期限は概ね</u> 2年間)の交付を受けている方のみです。

なお、更新の間隔が 年を超えている場合であっても、同一の手帳番号の手帳が交付された 場合は、初回交付日から更新後の有効期限まで途切れることなく精神障害者として計上できま す。

ただし、有効期限を経過した期間や、異なる手帳番号の精神障害者保健福祉手帳の新規交付 に際し空白の期間がある場合、その間は障害者として計上することはできませんので、ご注意 ください。

また、更新を申請中の場合は、①更新申請書の本人控えの写し②医師の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)③精神障害を支給事由とする給付を現在受けていることを証する書類の写し(年金証書及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書など。)のいずれかの書類をもって、更新の手続きが完了するまでの期間に限り、継続して精神障害者であるとみなしますが、更新後の手帳が同一の手帳番号で交付されなかった場合は、結果として空白期間となり、遡って修正(納付金の増額申告と追加納付、調整金の減額申請)が必要となります。

#### ※13 精神障害者の確認記号について

確認記号	対象となる障害者
Р	過年度から変わらず精神障害者として申請する障害者や今年度新規で障害者として申請する障害者

※ 年度申告申請から「Q」及び「R」の記号は廃止されました。精神障害者として申請する 障害者は全員「P」で申請してください。過年度に「Q」又は「R」として申請していた障害 者は、確認記号を「P」に変更してください。

#### 障害者の方のプライバシー保護について

申請書等の作成に当たっては、障害者の個人名、障害の種類及び程度を記入していただくことから、厚生労働省の作成した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に沿って、雇用する障害者の方のプライバシーの保護に十分なご配慮をお願いします。詳しくはの「個人情報の保護」を参照してください。

#### ※ 障害者手帳等の確認書類にかかる留意事項

≪重要≫障害者手帳等の確認書類は全てのページ(カード様式の場合は両面)の写しが 必要です。写しに漏れがあり、障害の種類や程度・等級が確認できない場合は雇用障害 者に該当しませんのでご注意ください。

#### 身体障害者であることの確認書類

#### ★ 再認定制度により障害等級が変更された場合、再認定の期日を過ぎている場合、再交付された場合

- 身体障害者手帳又は診断書等(以下「手帳等」)に「再認定期日」 が記載されている場合、再認定期日の到来前の最新の手帳等であるか ご確認ください。
- ・ 申告申請対象期間中に障害程度の再認定を受けている場合には、再認定前の手帳等(写)に加え、再認定後の手帳等(写)(履歴がわかる場合は再認定後のもののみ)を備え付け、保管していただくとともに、記入説明書P55に記載する添付書類の提出の対象事業主にあっては、両方の手帳等(写)(手帳等の履歴がわかる場合は再認定後のもののみ)を申告申請書とともに提出してください。また、再認定により雇用障害者の障害等級が変更となった場合には、報告書(Ⅱ)の「(ホ)身体障害者」の「前・現」欄に「新たに認定された等級」を、「(ル)年度内等級等変更年月日」欄に「手帳等の再発行日」を記入してください。
- 手帳等が再認定の期日を過ぎている場合は、厚生労働省が策定した 「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に留意 の上、障害者に行政機関からの再認定に係る通知の有無、再認定のための審査の状況を確認し、最新の手帳等(写)を添え付け、保管してください。

なお、申告申請書の提出後に、再認定により障害程度(等級)に変更があった場合は、申告申請書の修正手続が必要となる場合がありますので、各都道府県申請申告窓口にお問い合わせください。

- 申告申請対象期間中に手帳等が再交付されている場合は、等級変更 の有無を明らかにするため、再交付後の手帳等(写)に加え、再交付 前の手帳等(写)をご提出ください。
- 再認定期日が経過した手帳等のみでは、期日後は雇用障害者に該当 しなくなります。ただし、再交付された手帳に障害程度の変更がない 場合は、空白期間も遡って計上できます。なお、再認定により障害程 度が変更となった場合は、再認定日前日まで旧等級として計上してく ださい。

また、申告申請後においても、引き続き再認定前と後(履歴がわかる場合は再認定後のもののみ)の手帳(写)を保管する必要があります。



障 害 名

O  $\triangle \triangle \triangle$  による 心臓機能障害 (ペースメーカ、 除細動器) (1級)

〔再認定期日 令和5年8月〕

※再認定により手帳が再交付され等級が変更となったが再認定日が記載されていないカード様式の手帳の場合は、再認定前の手帳を確認し、原則再認定期日(年月のみ記載の場合は月末まで有効)の翌日から等級変更します。ただし、事業主が不利になる場合(障害等級の軽減等)は、他の書類(自治体から別冊として再交付が記載されている書類や本人が自治体に依頼して発行された書類など)をもって確認することもできます。

#### 知的障害者であることの確認書類

#### ★ 知的障害者であることの確認書類

- ・ 療育手帳「B」、「B1」、「B2」など(重度以外の知的障害者) ※都道府県にを所持している雇用障害者が、改めて、知的障害者判定機関の再 判定を受けた結果、「重度知的障害者」と判定され、「判定書」 なります(「愛の交付を受けているときは重度知的障害者として取り扱います。」 の手帳」等) この場合、判定書(写)も備え付け、保管していただくとともに、記入説明書P55に記載する添付書類の提出の対象事業主にあっては、重度知的障害者の判定書(写)を提出してください(療育手帳は提出不要です。)。
- ・ 上記の事例のように、改めて、知的障害者判定機関から「重度 知的障害者」の判定書の交付を受けた方を雇用障害者として報告 書(I)に記入する場合は、「確認記号」欄は「知的障害者判定 機関を示す「G~K」の該当のものを、「等級・程度」欄は 「1」と記入してください。

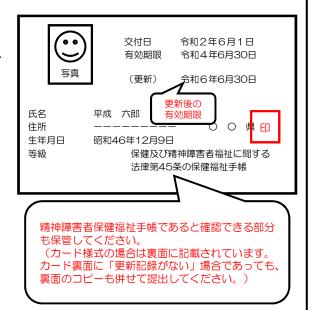
提出に当たっては、氏名、生年月日だけでなく、障害等級がわかるページの写しも添付・提出してください(障害の程度等が不明の場合は、「障害の種類・程度を明らかにする書類」には該当しません。)。ご注意ください。



#### 精神障害者保健福祉手帳

#### ★ 申告申請対象期間中に有効期限が切れている場合、更新されている場合

- ・精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている場合は、有効期限の翌日以降から申告申請の対象障害者として取り扱うことができません。「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に留意し、手帳の更新の有無の状況をご確認いただき、更新されている場合は、更新後の手帳(写)の提出をご依頼ください。
- ・申告申請対象期間中に手帳の更新を行っている場合 (※) は、更新前の手帳(写)に加え、更新後の手帳 (写)(更新履歴がわかる場合は更新後のもののみ)を備え付け、保管していただくとともに、記入説明書 P55に記載する添付書類の提出の対象事業主にあって は、両方の手帳(写)(更新履歴がわかる場合は更新後 のもののみ)を、申請書とともに提出してください。 なお、申告申請対象期間中に手帳更新されている場 合(※)、報告書(Ⅱ)には更新後の有効期限を記入
- ※ 更新後の有効期限の2年前の日の翌日が申告申請 対象期間内である場合が対象となります。



#### (7) 障害者確認書類の備え付け及び保管

してください。

事業主は、雇用する障害者について、法第81条の2及び施行規則第43条に基づき障害者であることを明らかにすることのできる書類(P36の表「確認方法」に示したもの)を備え付け、退職等後も3年間保管しなければなりません。

(詳しくは、記入説明書P92~の条文抜粋をご確認ください。)

#### (8) 精神障害者である短時間労働者のカウント方法について

○特例措置の概要について

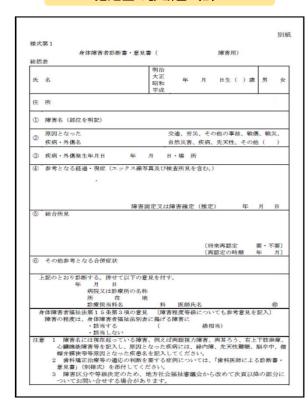
平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されました。一方で精神障害者は身体障害者や知的障害者に比べ職場定着率が低くなっております。こうした現状を踏まえ以下のような特例措置が設けられました。

精神障害者である短時間労働者については、実人員1人をもって「1人」としてカウントを行い <u>ます</u>(この場合の短時間労働者は、<u>週所定労働時間</u>が20時間以上30時間未満の方だけではなく、 乖離判断の結果、<u>実労働時間</u>が月80時間以上120時間未満に該当することとなった方も含みま す。)。

#### ※ (参考) 障害者手帳等の確認書類の様式例

記入説明書P36(6) 申告申請の対象となる雇用障害者の範囲と障害者の確認方法の表にある確認方法の一部の様式例(B・K・L・N)となります

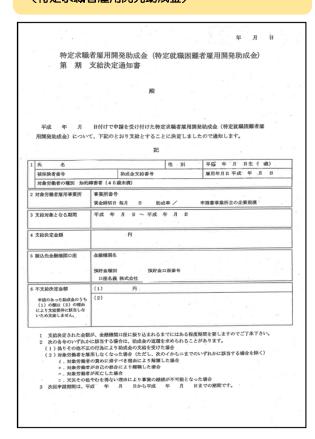
#### 指定医の診断書(B)



#### 地域障害者職業センターの判定書(K)

									#	1				定				書									
											殿							ŕ	7和	I		年			月		H
											灰文			- 4	•	7	W 4	<b>+</b> +	, m.						~ =		0
													3	て音	B		啤品	香油	1 480	来	セ	2	х.	- P	开册		•
í	卸依	頼	の	あ	ŋ	ま	し	=1	件(	c -	21	,, 2	i id		下	12 《	D E	to	ŋ	₹.	す。						
														記													
1	氏	名																				男		•		女	
2	生	年	月	日									4	¥			月			日		(				ĝ	気)
3	业	7	2±	果																							
_						雇	用	0)	促	進	等	に	判了	1 7	5法	律	J	(B)	和	35	年	法	律	第	1.	23	号)
	第	2	条第 4 号の知的障害者			者	であると		判定される。 判定されない。																		
																4	判定	-	20								
	第	2	杂	第	5	무	0	重	度	知	的	障	害者	皆一	であ	る	判定される。 ると										
																		半	定	さ	n.	2 V					

#### 重度障害者職場適応助成金等の支給決定通知書 L (特定求職者雇用開発助成金)



#### 公共職業安定所長の確認書(N)

	確認響	
		平成 年 月 日
(本 人) 殿		
		公共職業安定所長 印
ご依頼のありました件に	ついては、下記の通りです。	
	58	
1 氏 名	男・女	
2 生年月日 年	月日	
3 確認結果		
	等に関する法律」(昭和35年)	法律第 123 号) 第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進	等に関する法律」(昭和 35 年) されることを確認する。	法律第 123 号)第 2 条第 5 号
		法律第 123 号)第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進		法律第 123 号)第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進		法律第 123 号)第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進		法律第 123 号)第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進		法律第123号)第2条第5号
「障害者の雇用の促進		法律第 123 号)第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進		法律第123号)第2条第5号
「障害者の雇用の促進		法律第 123 号)第 2 条第 5 号
「障害者の雇用の促進		法律第123号)第2条第5号
「障害者の雇用の促進		法律第 123 号)第 2 条第 5 号

## ※ 除外率の産業分類番号、設定業種及び除外率

除外率設定業種及びその除外率は、次の表のとおりです。ハローワークにおいて判定された業種の事業主(事業所単位)については、障害者雇用状況等報告書(I)に、主たる「事業の種類」、「除外率の産業分類番号」及び「除外率」を記入してください。

除 外 率 の 産業分類番号	除外率設定業種	除外率 %
02	林業(狩猟業を除く。)	35
051	金属鉱業	40
052	石炭·亜炭鉱業	50
054	採石業、砂·砂利·玉石採取業	10
055	窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)	10
059	その他の鉱業	10
D	建設業	20
22	鉄鋼業	20
23	非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)	5
231	非鉄金属第一次製錬·精製業	15
313	船舶製造·修理業、舶用機関製造業	5
42	鉄道業	30
43	道路旅客運送業	55
44	道路貨物運送業	20
45	水運業	10
46	航空運輸業	5
47	倉庫業	5
481	港湾運送業	25
482	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15
811	幼稚園	60
812	小学校	55
815	特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45
816	高等教育機関(高等学校は含まない。)	30
819	幼保連携型認定こども園	60
83	医療業	30
853	児童福祉事業	40
N	介護老人保健施設(日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに 限る。)	30
S	国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5
V	船員等による船舶運航等の事業	80
Т	警備業	25
Z	郵便業(信書便事業を含む。)	20